

大雪山火山避難計画

令和5年7月

大雪山火山防災協議会

目 次

1 計画の基本的事項	- 1 -
1.1 避難計画の作成趣旨	- 1 -
(1) 計画の目的	- 1 -
(2) 計画の位置付け	- 1 -
1.2 火山現象と影響範囲に関する想定	- 2 -
(1) 大雪山の概要	- 2 -
(2) 監視観測体制等	- 3 -
(3) 避難計画の対象となる火山現象と影響範囲	- 3 -
(4) 避難対象範囲と避難対象者数	- 12 -
2 事前対策	- 13 -
2.1 防災体制の構築	- 13 -
(1) 北海道及び構成町等の防災体制	- 13 -
(2) 協議会の構成機関の役割	- 14 -
(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理	- 15 -
2.2 情報伝達体制の構築	- 16 -
(1) 火山に関する予報・警報・情報	- 16 -
(2) 協議会の構成機関等における情報伝達・共有	- 17 -
(3) 登山者、住民等への情報伝達と手段	- 18 -
(4) 異常現象等の報告等	- 19 -
2.3 避難のための事前対策	- 21 -
(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準	- 21 -
(2) 指定緊急避難場所の指定	- 21 -
(3) 指定避難所の指定	- 21 -
(4) 避難経路の設定	- 22 -
(5) 避難手段等の確保	- 24 -
2.4 救助体制の構築	- 25 -
(1) 救助に関する情報共有体制	- 25 -
(2) 救助に関する資機材等	- 25 -
(3) 医療体制	- 25 -
2.5 避難促進施設	- 27 -
2.6 現地合同会議等	- 28 -
3 噴火時等の対応（緊急フェーズ）	- 29 -
3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	- 29 -

(1) 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合	- 29 -
(2) 噴火警戒レベル 2 の場合	- 31 -
(3) 噴火警戒レベル 4 の場合	- 36 -
(4) 噴火警戒レベル 5 の場合	- 43 -
3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	- 50 -
(1) 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル 1 → 2 又は 4）	- 50 -
(2) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った 場合（噴火警戒レベル 2 → 5）	- 54 -
3.3 救助活動.....	- 58 -
(1) 救助活動の体制	- 58 -
(2) 住民等の救助活動	- 59 -
(3) 登山者等の救助活動	- 59 -
(4) 医療活動	- 60 -
3.4 災害対策基本法に基づく警戒区域.....	- 60 -
3.5 報道機関への対応	- 60 -
4 緊急フェーズ後の対応.....	- 61 -
4.1 風評被害対策.....	- 61 -
4.2 避難指示解除、一時立入等の対応.....	- 61 -
(1) 避難指示解除について.....	- 61 -
(2) 規制範囲の縮小又は解除.....	- 61 -
(3) 一時立入について	- 63 -
5 平常時からの防災啓発と訓練	- 64 -
5.1 防災啓発と学校での防災教育	- 64 -
(1) 住民・登山者等への防災啓発	- 64 -
(2) 学校での防災教育	- 64 -
5.2 防災訓練.....	- 64 -

1 計画の基本的事項

1.1 避難計画の作成趣旨

(1) 計画の目的

平成 26 年 9 月に発生した御嶽山噴火災害を受け、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）が改正され、火山災害警戒地域に指定された都道府県及び市町村は共同で火山防災協議会を設置し、一連の警戒避難体制について協議することが義務付けられ、大雪山においても、平成 28 年 3 月 31 日に大雪山火山防災協議会を設置した（大雪山火山防災連絡会から移行）。

噴火に伴う火山現象は多様であるが、大雪山が噴火した場合、火口周辺地域及び居住地域に影響が及ぶ火山現象は、特に、火砕流、融雪型火山泥流及び大きな噴石である。中でも登山・観光シーズンにおける火口周辺地域の登山者・観光客が影響を受ける火山現象は、火砕流及び大きな噴石である。これらの火山現象については、現象が生じてから短時間で登山者・観光客に影響が及び、生命に対する危険性が非常に高い。従って、現象が発生する前からの各種規制及び避難等が極めて重要である。

こうしたことから火山防災協議会では、平成 30 年度に火山ハザードマップと噴火シナリオを基にして、火山活動の推移に応じた地元の防災対応を結び付ける大雪山の噴火警戒レベルの運用を開始した。

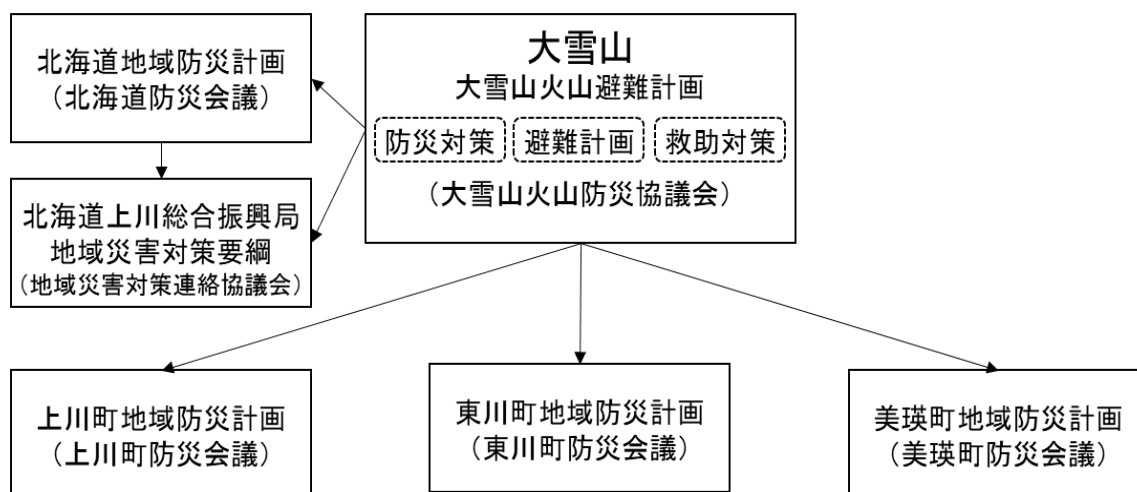
本計画は、協議会が作成する計画で、噴火警戒レベルの推移に応じて、または突発的に噴火した場合の、住民及び登山者等の安全の確保や円滑な避難行動など、北海道、東川町、上川町、美瑛町及び関係機関等の具体的な避難に関する防災対策が適切に行われるよう、定めるものである。

(2) 計画の位置付け

北海道及び東川町、上川町、美瑛町は、この計画で定めた内容を、地域防災計画に反映する。また、火山防災協議会の構成員は、この計画に定めた事項について、連携しながら必要な対策を講じていくものとする。

また、今後も必要に応じ、随時計画の見直しを図るものとする。

図 1-1 火山避難計画と他の防災計画等との関係について



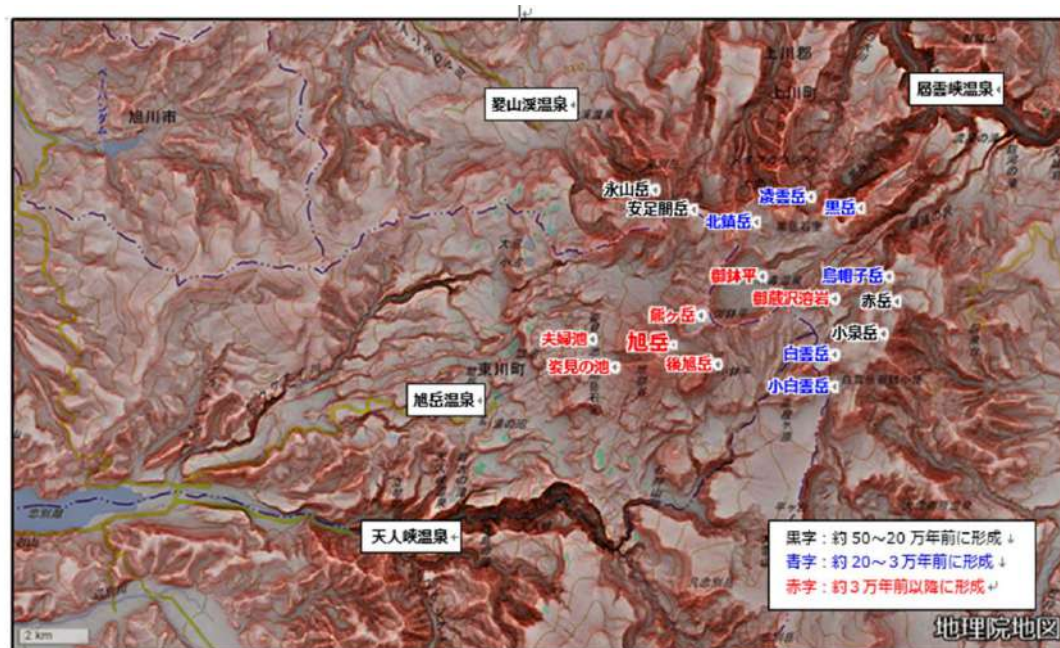
1.2 火山現象と影響範囲に関する想定

(1) 大雪山の概要

大雪山は北海道の中央部に位置し、標高 2,000m をこえる南北約 20 km にわたる火山群であるが、火山体の基盤は最高標高 1,600m の高さに達しており、約 20 以上の成層火山や溶岩ドームからなる火山群のそれぞれの比高は数百 m 程度である。中央には小型の御鉢平カルデラ（直径 2km）がある（勝井ほか、1979）。

御鉢平カルデラの南西に位置する旭岳（標高 2,291m）は、大雪山のうち最も新しい火山体で、西側に地獄谷火口と呼ばれる馬蹄形の爆裂火口があり、その基部にある多数の噴気孔では活発な噴気活動が続いている。（勝井ほか，1979；佐藤・和田，2007）

図 1-2 大雪山の概要図（地理院地図と赤色立体図を合成）



※この地図は、国土地理院の「地理院地図」を使用して作成しています。

※この地図は、アジア航測株式会社の赤色立体地図作成手法（特許 3670274、特許 4272146）を使用し、作成しています。

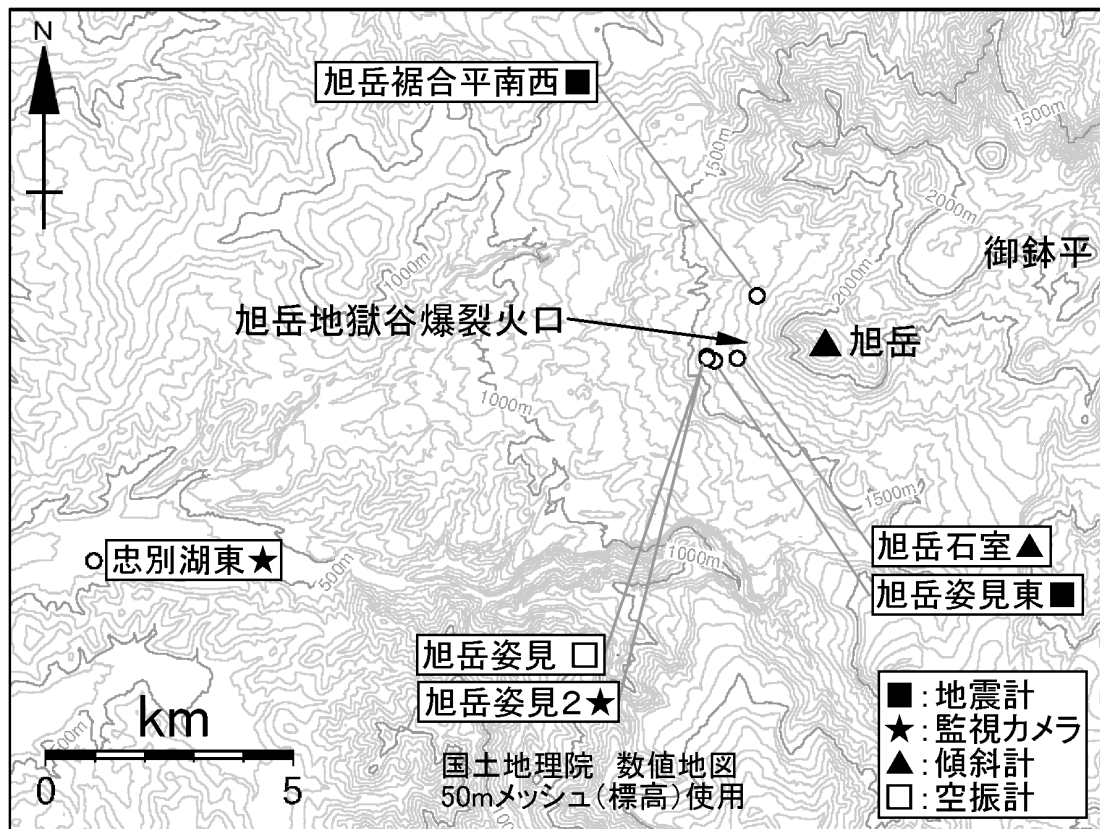
(2) 監視観測体制等

気象庁による観測体制

札幌管区気象台は、大雪山に地震計、傾斜計、空振計及び監視カメラを設置し、火山活動に関する各種観測を行っている。

気象庁では、火山観測データを気象庁ホームページに掲載し、観測結果を毎月1回「大雪山の火山活動解説資料」として同ホームページ等で発表している。

図 1-3 大雪山観測点配置図（気象庁ホームページ（R1.12）より）



※この地図は、国土地理院の「地理院地図」を使用して作成しています。

(3) 避難計画の対象となる火山現象と影響範囲

ア 計画の対象となる火山現象

大雪山で想定される火山現象のうち、火口周辺地域において避難までの時間的猶予が殆どない現象で避難対策上重要度の高いものとして、噴石、火砕流、融雪型火山泥流を計画の主たる対象とする火山現象とする。

表 1-1 大雪山で想定される火山現象（噴火警戒レベルで定めた火山現象）と計画の対象

想定される主な現象	火山現象等の特徴
噴石（大きな噴石）	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。火山弾とよばれる高温のものもある。
火砕流	噴火により放出された破片状の固体物質（火砕物）と火山ガス等が混合状態で、高速で山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速数十kmから百数十km、温度は数百℃にも達する。 火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。（避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。）
融雪型火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速 60 kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。

イ 対象となる火山現象と影響範囲

大雪山では、旭岳での約 1 万年前以降の噴火実績から、約 700 年前の「水蒸気噴火」、約 2,800 年前の「水蒸気噴火またはマグマ水蒸気噴火」、約 9,000 年前の「マグマ噴火」を今後起こりうる噴火と想定して、火山現象と影響範囲を次のように設定した。

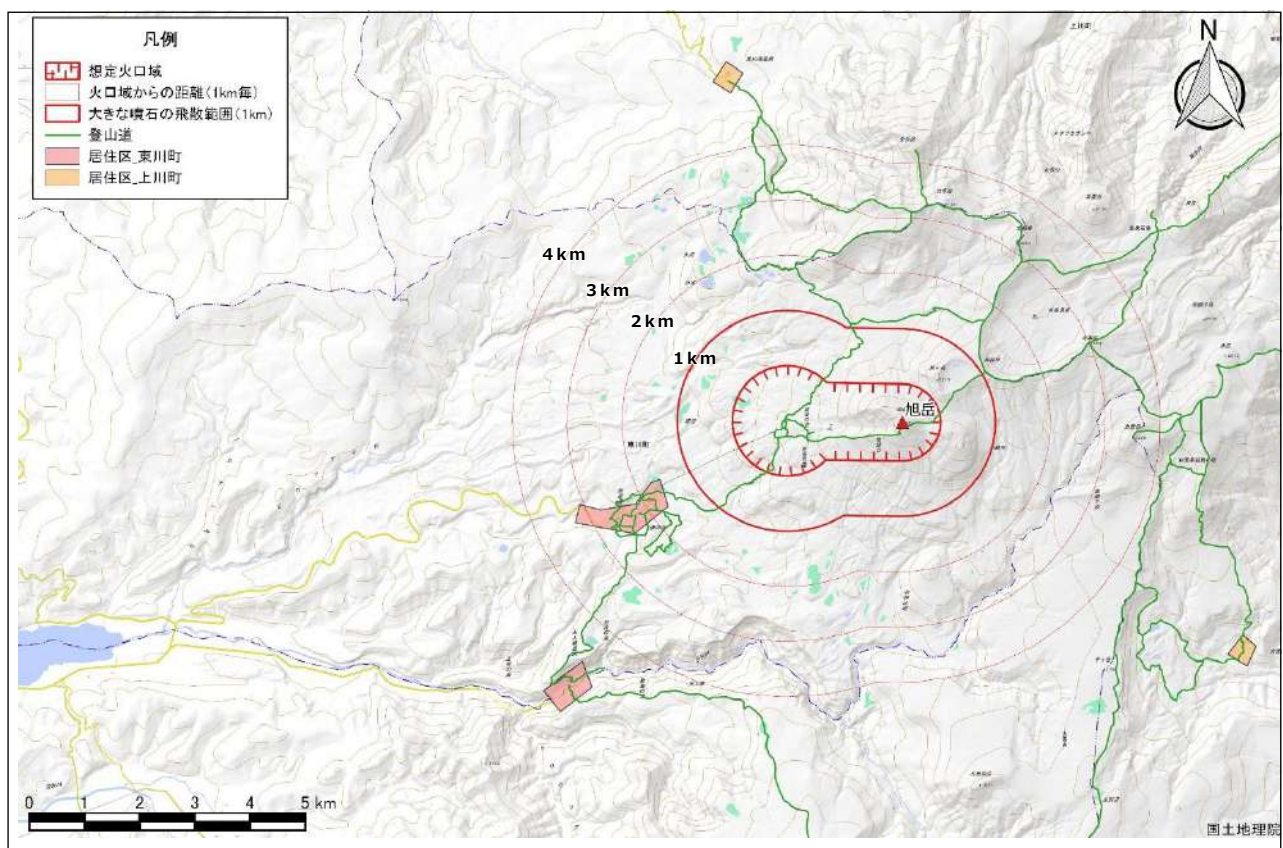
なお、大雪山火山ハザードマップは平成 30 年 11 月に協議会で作成したものを活用している。

①水蒸気噴火（ケース 1）代表事例：約 700 年前に発生した水蒸気噴火

約 700 年前の噴火では火山砕屑物が火口周辺で確認されている（石毛ほか，2018）が、噴石の大きさや飛散範囲の詳細は不明である。水蒸気噴火では、噴出量が 10^5m^3 以下の場合、地層中の降下火砕物は確認出来ない可能性が考えられる（奥野，1995）ことから、この噴火では少なくとも 10^5m^3 オーダーの噴出量はあったと推測される。このため噴出量が同程度の噴火事例（例えば新燃岳 2008 年噴火では 50 cm 程度の噴石が火口縁から 300m 付近まで、口永良部島 2014 年噴火ではメートル大の噴石が火口から 300～400m に飛散）を参考に、安全を考え大きな噴石が想定火口から約 1 km 以内に飛散することを想定した。

この噴火の発生が予想される場合は、ロープウェイの山頂駅が想定火口内に位置していること、想定火口近傍に登山道が通ることなどから、ロープウェイの山頂駅や想定火口近傍の登山道への影響が考えられる。

図 1-4 大雪山ハザードマップ（噴火ケース 1：水蒸気噴火）

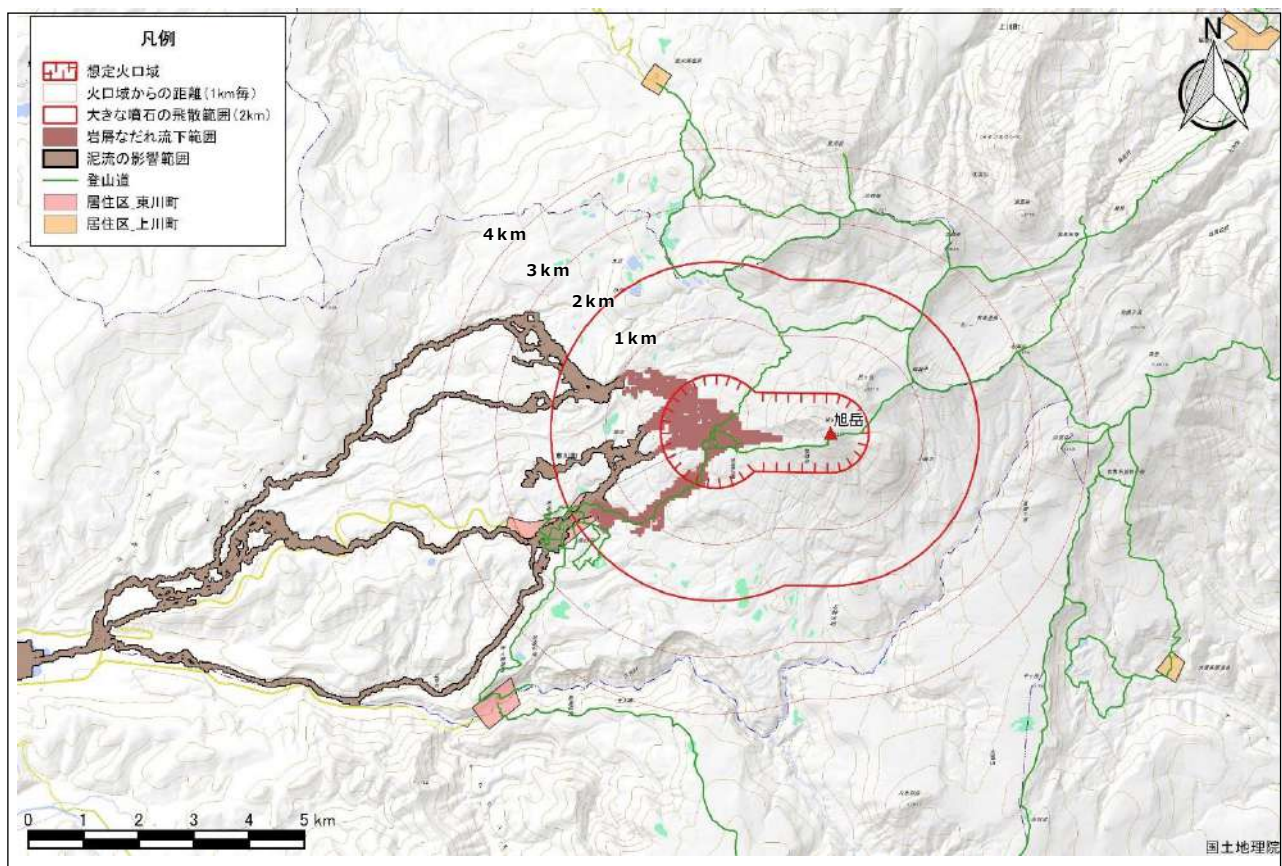


※この地図は、国土地理院の「地理院地図」を使用して作成しています。

②水蒸気噴火（ケース 2）代表事例：約 2,800 年前に発生した水蒸気噴火またはマグマ水蒸気噴火

約 2,800 年前の噴火では、噴石の飛散範囲や現象発生の時系列など詳細は不明であるが、ケース 1 よりも噴出物量が大きな噴火だったと推定される。このため、ケース 1 よりも一回り大きな噴出量の水蒸気噴火（例えば御嶽山 2014 年噴火では噴出量が 10^6m^3 オーダーで、岩塊が約 1.2km 付近に飛散）を参考に、噴石の飛散範囲を 2 km 以内と想定した。山体崩壊が発生した場合、最新の研究成果では、岩屑なだれは旭岳温泉に到達していないが、派生する土石流が少なくとも旭岳温泉付近まで流下したと考えられている。したがって山体崩壊による影響範囲は旭岳温泉までを想定した。また、積雪期においては岩屑なだれが発生した場合には、これに伴う融雪型火山泥流の発生も想定する。これによりケース 2 では旭岳温泉への影響が考えられる。

図 1-5 大雪山ハザードマップ（噴火ケース 2：水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火）



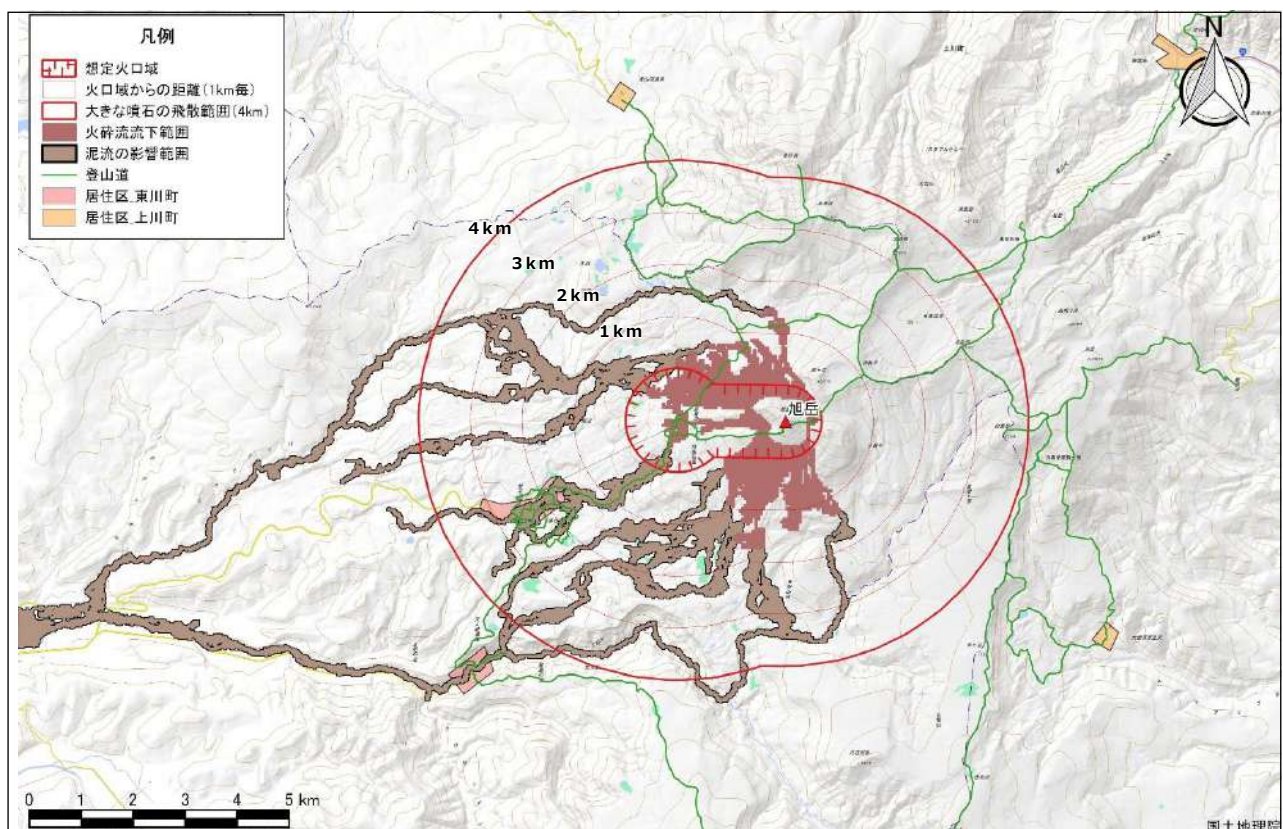
※この地図は、国土地理院の「地理院地図」を使用して作成しています。

③マグマ噴火（ケース 3） 代表事例：約 9,000 年前に発生したマグマ噴火

マグマ噴火は水蒸気噴火に比べ発生する可能性は低いと考えられるが、約 9,000 年前のマグマ噴火の噴出物は安山岩～デイサイト（石毛・中川，2017）が含まれ、多量の降下火砕物や火砕流を伴う噴火の可能性も考えられる。爆発力の大きなマグマ噴火では、大きな噴石は火口から 4 km の範囲内を危険度が高い区域と考えることができる（内閣府ほか，2013）ことから、大きな噴石が想定火口域から約 4 km の範囲内に飛散することを想定した。また、火砕流や溶岩流による被害も想定される。このため噴火場所によっては旭岳温泉への影響が考えられる。

さらに積雪期は火砕流に伴う融雪型火山泥流がピウケナイ川や湧駒別川沿いに約 12 km 流下することも想定され旭岳温泉への影響が考えられると共に、旭岳山頂付近で火砕流が発生した場合には、融雪型火山泥流が忠別川沿いを流下する可能性があるため、天人峡温泉への影響も考えられる。

図 1-6 大雪山ハザードマップ（噴火ケース 3：マグマ噴火）



※この地図は、国土地理院の「地理院地図」を使用して作成しています。

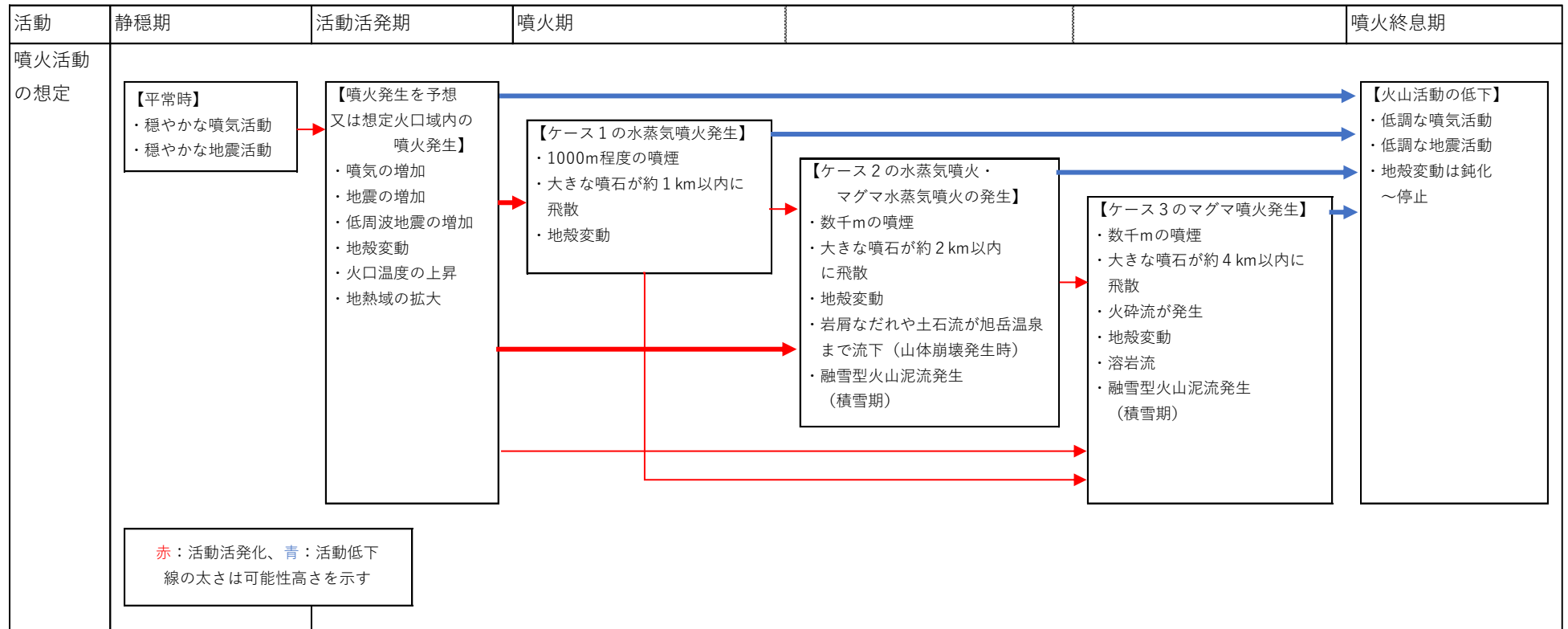
表 1-2 噴火ケースの整理

	ケース 1	ケース 2	ケース 3
噴火の規模想定 (過去の噴火事例)	約 700 年前 以降の噴火	約 2,800 年前の噴火	約 9,000 年前に発生した噴火
噴火様式	水蒸気噴火	水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火	マグマ噴火
想定する火口	※WC～北西麓火口群～地獄谷爆裂 火口～※EC	WC～北西麓火口群～地獄谷爆裂火 口～EC	WC～北西麓火口群～地獄谷爆裂火 口～EC
着目すべき火山現象	大きな噴石	大きな噴石、岩屑なだれ、泥流	大きな噴石、火砕流、泥流
その他の火山現象	降灰、空振、泥流	降灰、空振	溶岩流、降灰、空振
影響範囲	大きな噴石： 想定火口域から約 1 km以内	大きな噴石： 想定火口域から約 2 km以内 岩屑なだれ：（山体崩壊が発生し た場合） 岩屑なだれや土石流が旭岳温泉 まで流下 融雪型火山泥流：（積雪期） 旭岳山腹からピウケナイ川、 湧駒別川に流下 約 12 km（忠別湖まで）	大きな噴石： 想定火口域から約 4 km以内 火砕流： 想定火口域から約 2 kmの範囲 融雪型火山泥流：（積雪期） 旭岳山腹からピウケナイ川、 湧駒別川、忠別川沿いに流下 約 12 km（忠別湖まで） 溶岩流： 想定火口域から旭岳温泉付近ま で

※WC=旭岳西火口群、EC=旭岳東側火口

ウ 噴火シナリオ

表 1 - 3 防災のための噴火シナリオ



※火山活動の推移は順番に進むのではなく、飛び越えて推移する可能性がある。

エ 噴火警戒レベル

気象庁では、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と「防災機関や住民等のとるべき防災対応」を５段階に区分し、「活火山であることに留意」、「火口周辺規制」、「入山規制」、「高齢者等避難」、「避難」のキーワードを付して発表する噴火警戒レベルを作成している。大雪山の噴火警戒レベルは平成３１年３月１８日に運用を開始した。

その後、気象庁は令和３年１２月に噴火警戒レベル４のキーワードを「避難準備」から「高齢者等避難」へ変更した。

大雪山の噴火警戒レベルに応じた防災対応は次項に示す。

表１－４ 大雪山の噴火警戒レベル

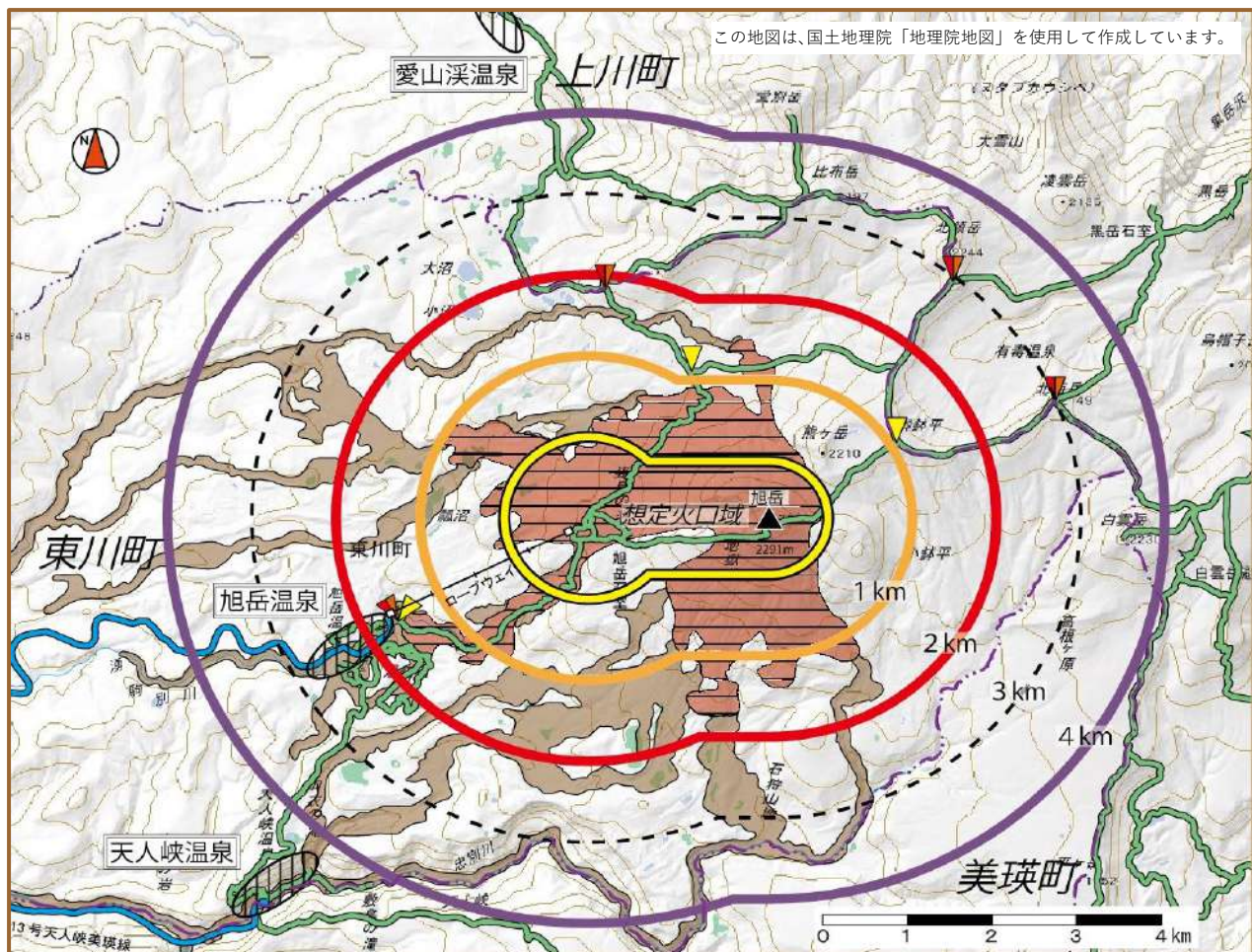
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況 (一般的な記載)	住民等の行動及び登山者・入 山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	旭岳温泉は避難。 積雪期は天人峽温泉も避難。	【マグマ噴火】 ●大きな噴石や火砕流により、旭岳温泉に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫。 過去事例：約９，０００年前以降の噴火 ●積雪期に旭岳山頂付近から火砕流が発生した場合、融雪型火山泥流により天人峽温泉にも重大な被害が発生する可能性がある。 【水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火】 ●大きな噴石、岩屑なだれや土石流により、旭岳温泉に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫。 過去事例：約２，８００年前の噴火（旭岳地獄谷爆裂火口を形成）
			４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	旭岳温泉は高齢者等の要配慮者の避難、住民の準備等が必要。 積雪期は天人峽温泉も高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●旭岳温泉に重大な被害を及ぼす噴火の可能性が高まっている。 過去事例：約７００年前の噴火
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	【レベル３の発表について】 レベル３は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル４、５から下げる段階で状況に応じて発表する場合がある。 ●火口が特定される又は火山活動が低下して、旭岳温泉への影響がなくなったと判断された場合。
		火口周辺	２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域内への立入規制、登山道の規制。 住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）。 旭岳温泉では、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 積雪期は天人峽温泉でも高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	●地震活動や熱活動の高まり等により、想定火口域内に影響を及ぼす噴火の発生が予想又は噴火が発生。
予報	噴火予報	火口内等	１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内（噴気孔周辺）で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手段の確認、防災訓練への参加等）。 状況に応じて火口内への立ち入り規制等。	●火山活動は静穏

※レベル3：旭岳温泉に近い想定火口域の南西側など、噴火場所によっては旭岳温泉に影響を及ぼす可能性があるため、火山活動活発化の過程では、安全側に立ちレベル4以上にすることとし、レベル3の運用はしない。

レベル3は、レベル4、5から引き下げる過程で、旭岳温泉や天人峡温泉（居住地域への影響が無くなったと判断される場合に発表する。

噴火警戒レベルに応じた警戒が必要な範囲は次のとおりである。

図 1-7 噴火警戒レベルに応じた防災対応



噴火警戒レベルに応じた防災対応

レベル5（避難）：警戒が必要な居住地域等からの避難等。

警戒が必要な範囲は、噴火の状況により異なる。

大きな噴石は想定火口域から最大4kmの範囲で警戒。

岩屑なだれと火砕流の到達範囲で警戒。

積雪期は融雪型火山泥流の影響範囲でも警戒。

レベル4（高齢者等避難）：想定火口域から2kmの範囲で警戒。旭岳温泉では高齢者等避難。

レベル2（火口周辺規制）：想定火口域で大きな噴石に警戒。

レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて火口内（噴気孔周辺）からの突発的な噴出現象に注意。

レベル3（入山規制）：レベル4または5から下がる時に適用。

想定火口域から1kmの範囲で大きな噴石に警戒。

凡例



居住地域



レベル2の登山道
規制箇所



レベル3と4の登山道
規制箇所



岩屑なだれと火砕流の
到達範囲

登山道

一般道



想定火口域



融雪型火山泥流の
影響範囲

(4) 避難対象範囲と避難対象者数

噴火警戒レベル 4 あるいは 5 となった場合の避難対象範囲と避難対象者数は以下のとおりである。

表 1 -5 避難対象範囲と避難対象者数

【記載想定】

町名	地区名	地区人口
東川町	旭岳地区	1,000 名
東川町	天人峡地区	500 名

※地区人口の人数は地区住民の他、従業員、観光客（日帰り・宿泊を含む）等の最大人数を計上

2 事前対策

2.1 防災体制の構築

(1) 北海道及び構成町等の防災体制

大雪山火山協議会を構成する北海道及び東川町、上川町、美瑛町等は、噴火時等において、大雪山の火山の活動状況に応じた防災体制をとり、避難等の防災対応にあたる。大雪山の噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、大雪山の活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、北海道及び構成町等は、それぞれの判断に基づき、災害対策本部等を設置する。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は表 2-1 及び表 2-2 の通りである。

表 2-1 噴火警戒レベルに応じた防災体制（北海道）

噴火警戒レベル	北海道	上川総合振興局
1（活火山であることに留意）	通常体制	通常体制
2（火口周辺規制）	第 1 非常配備 ※災害対策連絡本部 設置前	第 1 非常配備 ※災害対策連絡本部 設置前
3（入山規制）	災害対策連絡本部 ※第 2 非常配備	災害対策上川地方連絡 本部 ※第 2 非常配備体制
4（高齢者等避難）	災害対策本部 ※第 3 非常配備	災害対策上川地方本部 ※第 3 非常配備
5（避難）	災害対策本部 ※第 3 非常配備	災害対策上川地方本部 ※第 3 非常配備

表 2-2 噴火警戒レベルに応じた防災体制（東川町、上川町、美瑛町）

噴火警戒レベル	東川町	上川町	美瑛町
1（活火山であることに留意）	通常体制	通常体制	通常体制
2（火口周辺規制）	情報連絡本部 （警戒体制）	災害情報連絡室	情報連絡本部 （警戒体制）
3（入山規制）	災害対策本部 （第 1 非常配備）	災害情報連絡室	情報連絡本部 （警戒体制）
4（高齢者等避難）	災害対策本部 （第 3 非常配備）	災害対策本部	情報連絡本部 （警戒体制）
5（避難）	災害対策本部 （第 3 非常配備）	災害対策本部	情報連絡本部 （警戒体制）

(2) 協議会の構成機関の役割

大雪山の噴火に係る協議会の構成機関の主な役割と体制は表 2-3 のとおりである。

表 2-3 大雪山の噴火に係る関係機関の防災体制

主体		噴火時の主な役割と体制
大雪山火山防災協議会		・警戒区域、立入規制範囲の協議・検討 ・規制範囲の拡大、縮小に関する協議等
国	気象庁（札幌管区气象台、旭川地方气象台）	・噴火活動の監視、観測 ・噴火時の現地調査 ・関係機関に対する随時の情報提供
	北海道開発局	・道路規制情報の提供 ・降灰量調査、降灰除去支援
	北海道森林管理局	・入林者への規制情報の提供、林道への立入規制実施 ・標識等の設置 ・降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査の実施
	陸上自衛隊（第2師団）	・災害派遣、情報の収集・通報、避難者の救助、搬送、収容、病院搬送等
	国土地理院北海道地方測量部	・防災関連情報の提供・地理情報システムの活用支援 ・公共測量の技術的助言
道	北海道	・第1非常配備体制（レベル2）、災害対策連絡本部（レベル3）、災害対策本部（レベル4、5） ※状況に応じて変更の場合あり ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・土石流対策 ・道路規制 ・報道機関対応 ・自衛隊災害派遣要請 ・噴火災害対策現地合同本部設置調整
	上川総合振興局	・第1非常配備体制（レベル2）、災害対策地方連絡本部（レベル3）災害対策地方本部（レベル4、5） ※状況に応じて変更の場合あり ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・土石流対策 ・道路規制 ・報道機関対応 ・自衛隊災害派遣要請 ・噴火災害対策現地合同本部設置調整
町	東川町	（平常時） ・警戒避難体制の強化・拡充 ・住民等の防災活動の促進、環境整備 ・登山者・観光客の安全確保対策（噴火時） ・情報連絡本部（レベル2）、災害対策本部（レベル3、4、5） ※状況に応じて変更の場合あり ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の依頼 ・道路及び登山道規制 ・警戒区域の設定 ・避難指示等の発令及び各種規制 ・避難の指示、誘導
	上川町	（平常時） ・住民等の防災活動の促進、環境整備 ・登山者・観光客の安全確保対策（噴火時） ・災害情報連絡室（レベル2）、災害情報連絡室（レベル3） 災害対策地方本部（レベル4、5） ※状況に応じて変更の場合あり ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・登山道規制 ・警戒区域の設定
	美瑛町	（平常時） ・各関係機関等からの情報収集 （噴火時） ・情報連絡本部（レベル2、3、4、5） ・十勝岳望岳台防災シェルター及び登山道入口等での注意喚起
消防本部		・火山情報、要救助者の情報の収集、通報、伝達 ・救助活動、避難誘導
警察		・火山情報、要救助者の情報の収集、通報、伝達 ・救助活動、避難誘導、道路規制
その他関係機関		・火山情報、被害状況の収集 ・（緊急輸送活動、避難者の救助、搬送等）

(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理

北海道、東川町、上川町、美瑛町による噴火警戒レベルに応じた防災対応の概要は表 2-4 のとおりである。

表 2-4 噴火警戒レベルに応じた防災対応

噴火 警戒 レベル	北海道 (上川総合振興局)	東川町	上川町	美瑛町
5	・避難状況の把握	・避難指示の発令	・入山規制 (立入規制)	・入山規制 (立入規制)
4	・避難状況の把握	・高齢者等避難の発令	・入山規制 (立入規制)	・規制範囲の周知
3	・入山規制状況等の 把握	・入山規制 (立入規制)	・入山規制 (立入規制)	・規制範囲の周知
2	・火口周辺規制状況 の把握	・火口周辺規制 ・必要に応じて登山 道の閉鎖	・火口周辺規制 ・必要に応じて登山 道の閉鎖	・規制範囲の周知
1		・注意喚起	・注意喚起	・注意喚起

2.2 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する予報・警報・情報

協議会構成機関が防災対応のために収集する火山に関する情報は表 2-5 のとおりである。

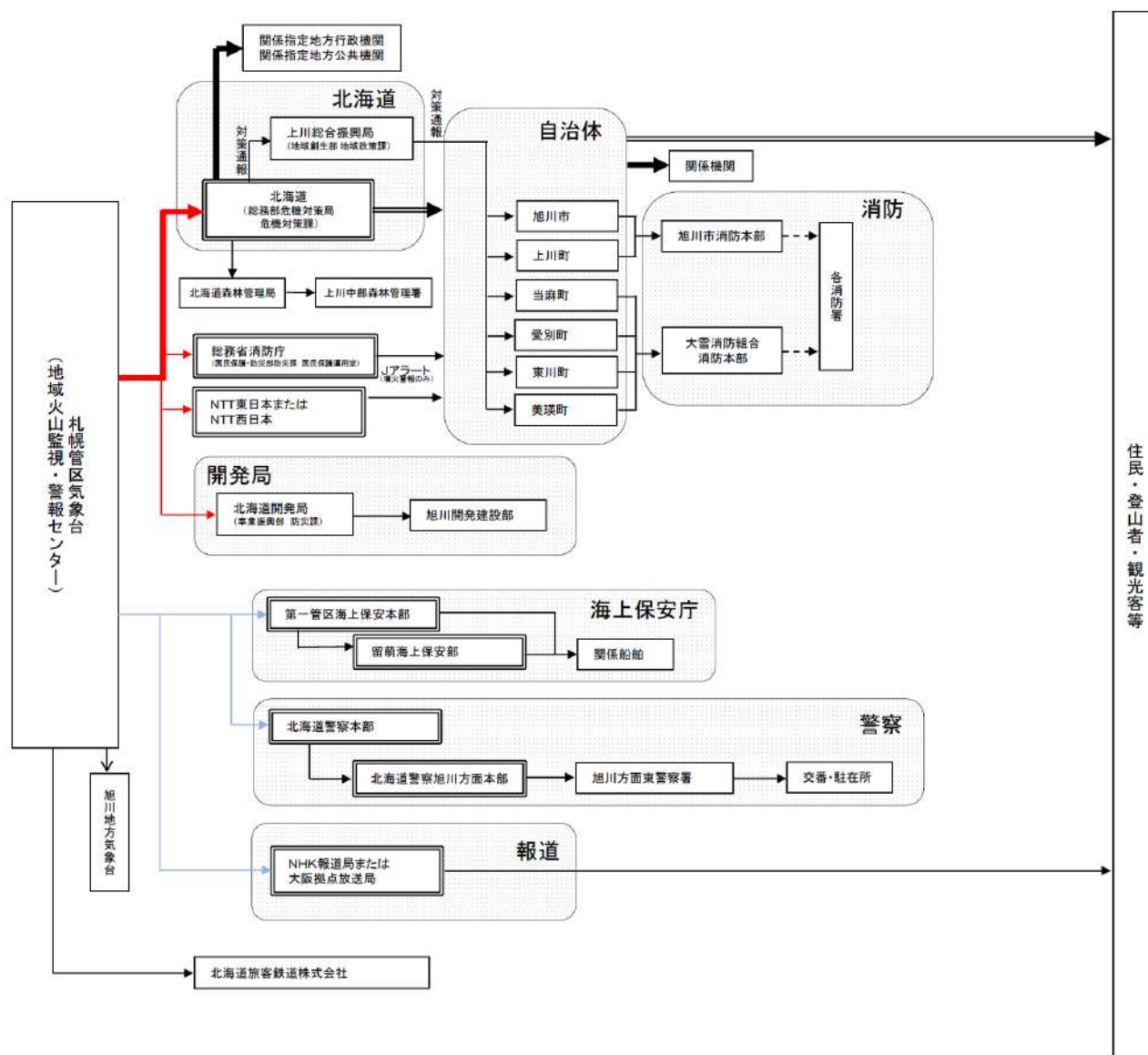
表 2-5 収集する火山に関する情報

種類	内容	発信元
噴火警報・予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。	気象庁
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報。	
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。（全国版、各地方版）	
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせする情報。	
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測をお伝えする情報。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の 3 種類の情報として発表する。	
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報。	
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。	北海道開発局

(2) 協議会の構成機関等における情報伝達・共有

協議会の構成機関等は、気象庁から発表される噴火警報等を以下の経路で伝達・共有する。

図 2-1 噴火警報等情報伝達系統図



表題の「噴火警報等」とは、「噴火警報」、「火口周辺警報」、「噴火予報」、「噴火速報」、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を指す。

実線はオンラインシステムによる自動通報、点線は電話・FAX・無線などによる人手を介した通信

（二重枠）で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

（太線）は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。

（二重線）は、

・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の通報もしくは要請等。

・特別警報に位置づけられている噴火警報（居住区域）について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※ 北海道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。

※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。

(3) 登山者、住民等への情報伝達と手段

ア 登山者等への情報伝達と手段

北海道、東川町、上川町、美瑛町等は、火山活動が活発化した際に、防災行政無線やラジオ、緊急速報メールのほか観光施設のスピーカー等により、入山規制の実施や早期下山等を呼びかける。また、事前に登山道入口における看板やホームページの記載等による情報提供により、大雪山が火山であることや噴火した際の対応等を周知する。

- ・北海道は消防防災ヘリにより、入山規制の実施や早期下山等を呼びかける。また、ホームページへの掲載、記者発表等を実施することにより、必要な情報を周知する。
- ・東川町は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、観光施設等への連絡により、入山規制の実施や早期下山等を呼びかけるほか、ホームページや各種SNSの活用、UHB地デジ広報への掲載等を実施することにより、必要な情報を周知する。また、登山道入口に看板を設置するなど注意喚起を行う。
- ・上川町は、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページへの掲載等を実施することにより、入山規制の実施や早期下山等を呼びかける。また、登山道入口に看板の設置や広報車を用いて巡回するなど注意喚起を行う。
- ・美瑛町は、十勝岳方面からの縦走登山者等を対象に、十勝岳望岳台防災シェルター及び各登山道入口において、看板の設置等の注意喚起を行う。
また、人命に係るような緊急事態が発生する恐れがある場合には、緊急速報メール等使用し、入山規制の実施や早期下山等を呼びかける。

イ 住民等への情報伝達と手段

北海道、東川町等は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、防災行政無線やラジオ、広報車、緊急速報メール等により火山活動の状況に応じた住民等への速やかな情報伝達や広報を行う。

- ・北海道は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、消防防災ヘリにより火山活動の状況に応じた住民等への速やかな情報伝達や広報を行う。また、ホームページへの掲載、記者発表等を実施することにより、必要な情報を周知する。
- ・東川町は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、防災行政無線や広報車、緊急速報メール等を用いて火山活動の状況に応じた住民等への速やかな情報伝達や広報を行う。また、ホームページへの掲載等を実施することにより、必要な情報を周知する。

(4) 異常現象等の報告等

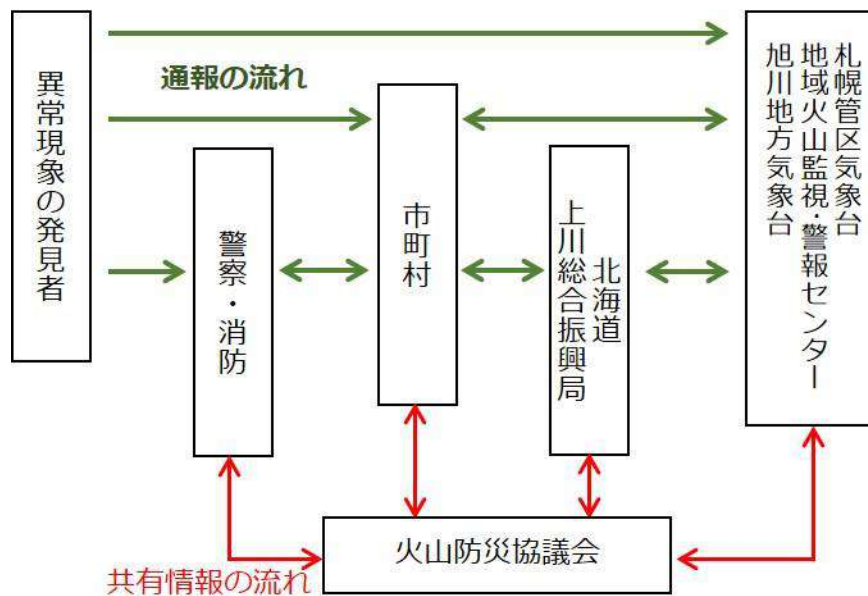
東川町、上川町、美瑛町は、住民、登山者、観光施設等及び警察・消防等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合に、通報を受け、速やかに旭川地方気象台に連絡するとともに、協議会構成機関と共有を図ることができる体制を確保する。札幌管区気象台では火山活動による現象かどうかの判断をする。また、気象台の観測でデータに異常がみられる場合、気象台は総合振興局、関係機関に通報し、山麓にある施設等に異常がないかどうか問い合わせる。

異常現象が発見された場合、関係機関は電話連絡等で情報共有を図り、必要に応じて、火山防災協議会において、防災対応について協議するものとする。

ア 通報体制

通報体制は図 2-2 のとおりとする。

図 2-2 通報系統図



イ 通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、表 2-6 のとおりである。

なお、住民、登山者及び観光施設等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

表 2-6 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	短周期での微動の発生
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

ウ 異常現象の調査と速報

北海道、東川町、上川町、美瑛町、警察及び消防は、通報後以下の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

○ 速報の内容

- ・ 発生的事实（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- ・ 発生場所（どの火口で確認されたか）
- ・ 発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

通報を受けた札幌管区気象台及び旭川地方気象台は、必要に応じ火山機動観測班等を派遣し、現地調査を行う。

2.3 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準

入山規制、避難指示等の発令基準は概ね以下のとおりである。

表 2-7 避難指示等の発令基準と範囲

情報の種類	発令基準	範囲
火口周辺規制	・ 噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合	想定火口域内
入山規制	・ 噴火警戒レベル 3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合	想定火口域から 1km 以内にある警戒範囲 【レベル 3 の発表について】 レベル 3 は、火山活動が高まっていく段階では使用せず、レベル 4、5 から下げる段階で状況に応じて発表する場合がある。
高齢者等避難	・ 噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）の噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合、規制区域内にある避難対象区域に発令	想定火口域から 2km 以内にある避難対象地域 ※積雪期は、泥流範囲も含む。
避難指示	・ 噴火警戒レベル 5（避難）の噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	想定火口域から 4km 以内にある避難対象地域 ※積雪期は、泥流範囲も含む。
警戒区域の設定		災害対策基本法第 6 3 条により、市町村長が立入規制区域を設定

(2) 指定緊急避難場所の指定

大雪山における指定緊急避難場所は、指定避難所と兼ねる。

ただし、突発的に噴火した場合、各登山道における規制箇所又は登山道入口付近に登山者等を一時待機させる可能性がある。

(3) 指定避難所の指定

大雪山における指定避難所は表 2-8 のとおり

なお、指定避難所の開設及び運営等については、町の地域防災計画等に従うものとする。

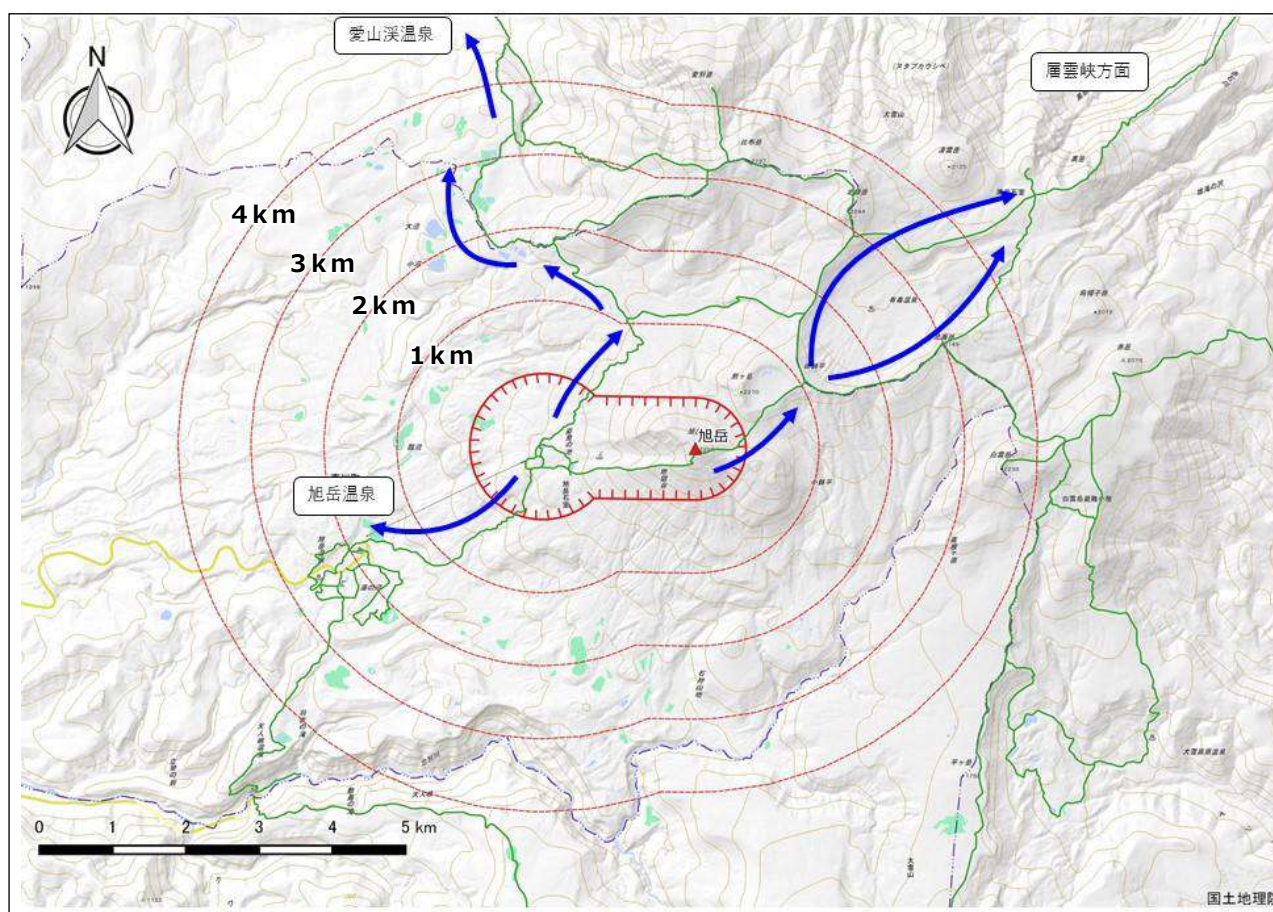
表 2-8 避難所一覧

地区名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	要支援者 数 (人)	誘導を 行う者	避難所	避難ルー ト	所要時間 (分)	移動手段 (車徒歩)
東川町 天人峡	4	4	0		・第3小学校 ・第3地区コ ミュニティセ ンター	道道天人峡美 英線～道道旭 川旭岳温泉線	22 分	バス
東川町 旭岳	22	22	0		・第3小学校 ・第3地区コ ミュニティセ ンター	道道旭川旭岳 温泉線	28 分	バス

(4) 避難経路の設定

ア 火口周辺地域からの避難経路

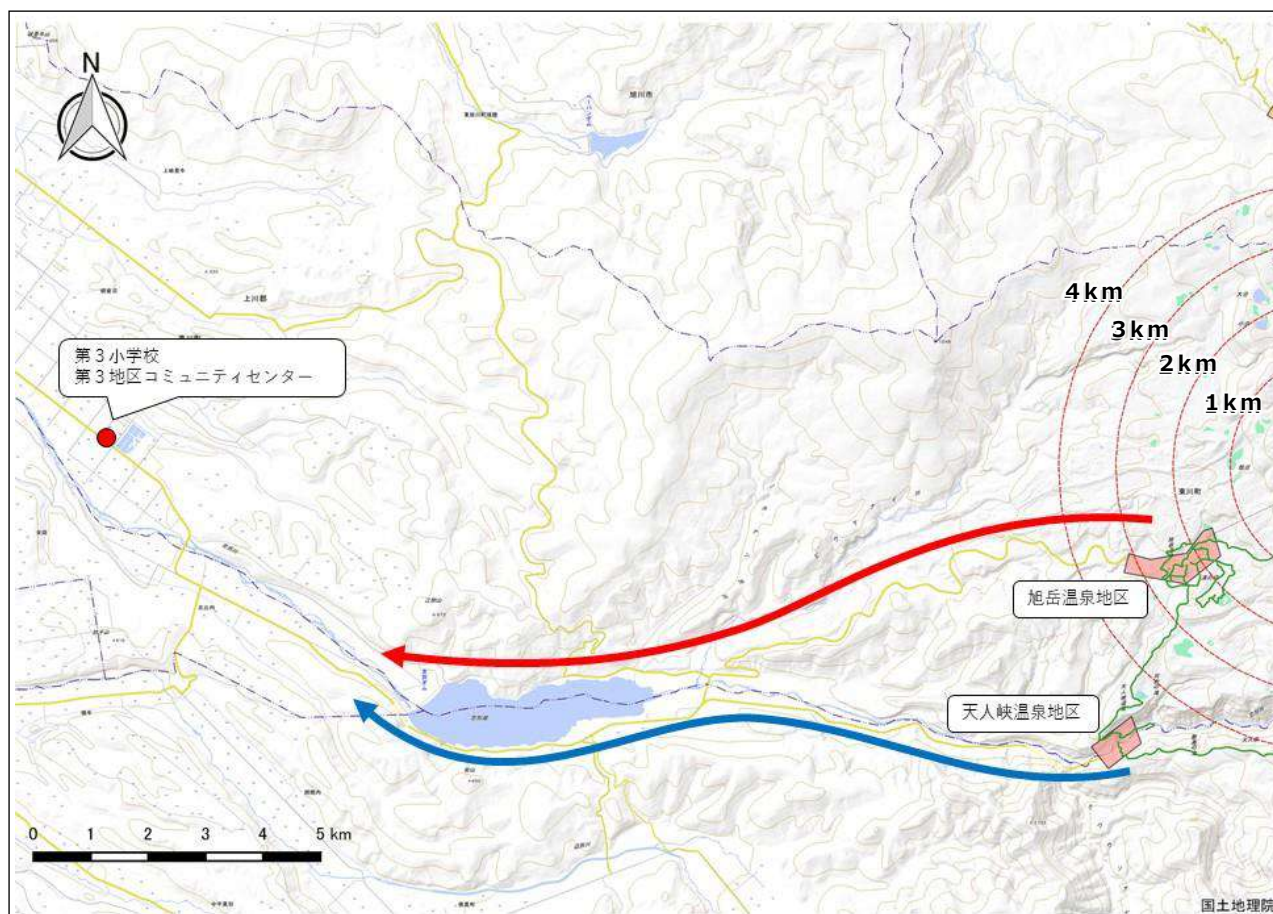
図 2-3 火口周辺地域からの避難経路



※この地図は、国土地理院の「地理院地図」を使用して作成しています。

イ 居住地域における避難経路

図 2-4 居住地域における避難経路



※この地図は、国土地理院の「地理院地図」を使用して作成しています。

(5) 避難手段等の確保

噴火時等の避難では、徒歩や自家用車等、各自の手段を行うことを基本とする。

ただし、町長が必要と判断した場合は、登山者・観光客の輸送手段として、輸送車両を確保し現地に派遣する。避難に利用できるバス、タクシー等の台数は次のとおりである。

表 2-9 住民・登山者等の輸送手段

<東川町>

機関・会社名	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備考
東川町役場	東川町東町 1 丁目 16-1	0166-82-2111	4 台	計 150 人	町所有バス
東交ハイヤー	東川町東町 1 丁目 3-13	0166-82-2530	3 台	計 16 人	
学校法人北工学園	東川町進化台	0166-82-4520	2 台	計 80 人	

<上川町>

機関・会社名	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備考
上川町役場	上川町南町 180 番地	01658-2-1211	3 台	計 114 人	町所有バス

<美瑛町>

機関・会社名	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備考
美瑛町役場	美瑛町本町 4 丁目 6 - 1	0166-92-1111	14 台	計 490 人	町所有バス

2.4 救助体制の構築

(1) 救助に関する情報共有体制

北海道、東川町、上川町、美瑛町は、現場において逃げ遅れた者や行方不明者の救助活動に際して、警察、消防、自衛隊、北海道開発局等と協議、調整を図るほか、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況等を収集し、情報を共有する体制を整備する。

(2) 救助に関する資機材等

災害が発生する、または発生すると予想される場合は、警察、消防、自衛隊、北海道開発局等と連携し、必要となる資器材の確保に努める。

(3) 医療体制

噴火災害時に負傷者を搬送する場合に備え、搬送する医療機関、負傷者の搬送や警察、消防、自衛隊による救助・応急医療活動のために使用が予想される活動拠点及び搬送手段を確保（防災ヘリコプター等のヘリポートを含む）する。

ア 医療機関

表 2-10 医療機関一覧

施設名	所在地	病床数	診療科目
国民健康保険東川町立診療所	東川町東町 1-14-1	19 床	内科・外科・小児科・リハビリテーション科

負傷者が多数発生した場合は、近隣市町村の医療機関と連携する。

イ 活動拠点

- ・旭岳温泉地区：旭岳ビジターセンター
- ・天人峡地区：御やどしきしま荘

ウ 搬送手段等

搬送手段は車、バス等とするも、緊急を要する場合はヘリコプターを使用する。

ヘリポートは表 2-11 のとおり。

表 2-11 ヘリポート等一覧

【ヘリコプター離着陸場】

町名	名 称 上段：【UTM 座標】 中段：緯度 下段：経度	所在地	幅×長 (m)	管理者	連絡先
東川町	旭岳青少年野営場 【54TXP44713422】 N43° 38' 49.08" E142° 47' 39.98"	東川町勇駒別温泉	10×30	東川町	東川町役場 0166-82-2111
東川町	東川小学校グラウンド 【54TXP22133987】 N43° 42' 6.71" E142° 30' 56.96"	東川町西 4 号北 8 番地	60×100	東川町教育委員会	東川町役場 0166-82-2111
上川町	総合グラウンド 【54TXP41905714】 N43° 51' 13.36" E142° 45' 55.99"	上川町花園町 2 7	90×180	上川町	上川町役場 01658—2-4063
上川町	栄町球場 【54TXP41135644】 N43° 50' 51.21" E142° 45' 20.36"	上川町栄町 3 3 - 1	90×90	上川町	上川町役場 01658—2-4063
美瑛町	忠別ダム貯水池左岸上流 望郷広場 【54TXP35373165】 N43° 37' 32.06" E142° 40' 40.72"	美瑛町字忠別	20×24	北海道開発局	忠別ダム管理支所 0166-82-5391
美瑛町	十勝岳火山砂防情報センター 【54TXP32601515】 N43° 28' 36.06" E142° 38' 22.45"	美瑛町字白金	50×50 以上	北海道開発局 美瑛町	美瑛町役場 0166-92-4316

2.5 避難促進施設

東川町における避難促進施設は表 2-12 のとおり

表 2-12 避難促進施設一覧

自治体	施設種別 ■集客施設系 交通／宿泊／屋外／ その他屋内■要配慮 者施設系 医療／その他要配慮 者施設	施設名	住所・連絡先	想定利 用者数
東川町	交通	大雪山旭岳ロープウェイ 山麓駅	東川町旭岳温泉 大雪山旭岳ロープウェイ 0166-68-9111	100
東川町	交通	大雪山旭岳ロープウェイ 姿見駅	東川町旭岳温泉 大雪山旭岳ロープウェイ 0166-68-9111	100
東川町	その他	旭岳ビジターセンター	東川町旭岳温泉 旭岳ビジターセンター 0166-97-2153	150
東川町	宿泊	旭岳温泉ホテルペアモン テ	東川町旭岳温泉 旭岳温泉ホテルペアモンテ 0166-97-2325	310
東川町	宿泊	旭岳温泉ホテルディアバ レー	東川町旭岳温泉 旭岳温泉ホテルディアバレー 0166-97-2334	54
東川町	宿泊	旭岳温泉 湯本 湧駒荘	東川町旭岳温泉 湯本 湧駒荘 0166-97-2101	140
東川町	宿泊	ラビスタ大雪山	東川町旭岳温泉 ラビスタ大雪山 0166-97-2323	180
東川町	宿泊	大雪山白樺荘	東川町旭岳温泉 大雪山白樺荘 0166-97-2246	68
東川町	宿泊	大雪山山荘	東川町旭岳温泉 大雪山山荘 0166-97-	16
東川町	宿泊	アートビレッジ杜季	東川町旭岳温泉 アートビレッジ杜季 0166-97-2222	8
東川町	屋外	旭岳青少年野営場	東川町旭岳温泉 旭岳青少年野営場 0166-97-2544	15
東川町	宿泊	御やどしきしま荘	東川町天人峡温泉 御やどしきしま荘 0166-97-2141	76
東川町	その他	大雪水資源保全センター	東川町ノカナン 1046 番 41 株式会社大雪水資源保全セン ター 0166-97-2525	16

2.6 現地合同会議等

国は、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報の交換や、関係機関が実施する応急対策について相互に協力するため、国、関係公共団体、火山専門家等の関係者で構成される合同会議等を必要に応じて開催する。

協議会の構成機関は、当該会議等が開催される場合はそれに参加し、火山活動状況や避難状況、被害情報等について情報共有を行うとともに、その対応について協議を行う。

3 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

（1）異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合

※「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を以降、「臨時の解説情報」と表記

ア 協議会の構成機関の体制

協議会は、異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合、必要に応じて協議を行い、対応にあたる。

北海道、東川町、上川町、美瑛町は、防災対応が必要と判断される場合、表 3-1 の体制を取りつつ、協議結果に基づく防災対応を行う。また、噴火警戒レベル 2 に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、火口周辺規制や登山者等の避難誘導、救助活動等の防災対応の準備を行うことも想定する。

表 3-1 協議会構成機関の体制

北海道	通常体制
東川町	通常体制
上川町	通常体制
美瑛町	通常体制

イ 情報収集・伝達

協議会は、気象庁から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、協議会の構成機関に情報を伝達し共有する。

① 北海道

北海道は、気象庁から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、協議会の構成機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対しても、東川町、上川町、美瑛町と連携し、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について周知し、今後の情報について注目するように促す。

② 東川町

東川町は、気象庁から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、協議会の構成機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促す。

また、必要に応じて、協議会と連携し、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

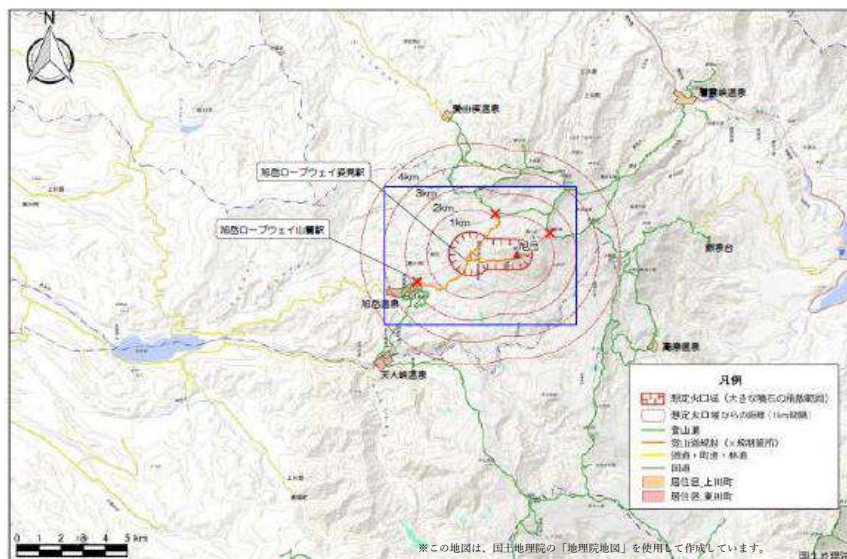
火口周辺の観光施設は、東川町から異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握、共有に努める。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、気象庁から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、必要に応じて協議会の構成機関に情報を伝達し共有するとともに、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう注意喚起する。

(2) 噴火警戒レベル2の場合

図 3-1 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル2】



予報・警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
火口周辺警報	2 火口周辺規制	○想定火口域内の立入規制等 【居住地域】 - 旭岳温泉要配慮者避難準備 - 積雪期は、天人峡温泉も要配慮者避難準備 【周辺施設】 - 旭岳ロープウェイ運行中止（姿見駅閉鎖・職員避難） 【登山道】 - 想定火口周辺登山道の立入規制 - 東川町：旭岳温泉登山口、裾合平分岐 - 上川町：間宮岳分岐 ※登山者は一本道であることから、防災対応としては想定火口域内へ通じる登山道の登山口や分岐点付近で規制する。 ・周辺登山口等で入山に関する注意喚起 ※立入規制箇所及び想定火口域内は立入禁止であることを周知 東川町：天人峡温泉 上川町：愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉、銀泉台 美瑛町：望岳台等



ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、北海道、東川町、上川町、美瑛町は、表 3-2 の体制をとり、協議会の構成機関との情報共有体制を強化する。

また、協議会での協議を踏まえ、火口周辺規制を実施し、火口周辺の観光施設等と連携して登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するとともに要配慮者等に対する避難準備を呼びかける。

協議会は、あらかじめ定められている火口周辺規制の範囲（想定火口から1 km 圏内）に基づき、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議（確認）する。

また、今後、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、入山規制や登山者等の避難、救助活動等の防災対応について協議する。

表 3-2 協議会構成機関の体制

北海道	第1非常配備
東川町	情報連絡本部
上川町	災害情報連絡室
美瑛町	情報連絡本部

イ 情報収集・伝達

① 北海道

北海道は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。

また、住民、登山者等に対して、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知するとともに、その対応状況について、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。

② 東川町

東川町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車で巡回、ホームページや各種SNSの活用、UHB地デジ広報により、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知する。また、火口周辺の観光施設等の管理者を通じて、登山者等の情報を収集し、北海道等に伝達する。

また、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

火口周辺の観光施設等は、東川町から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、東川町に報告する。

住民、登山者等への周知については、東川町として以下の内容を周知する。

< 住民向けの周知内容（文例） >

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、火口から1 km圏に火口周辺規制がかかります。
〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
次は、〇〇時間後にお知らせします。

< 登山者向けの周知内容（文例） >

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、火口から1 km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

< 緊急時におけるメールの内容（文例） >

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、火口から1 km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。

また、必要に応じてホームページ等により、登山者等に対して噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知するとともに、町内の関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。

登山者等への周知については、以下の内容を周知する。

< 登山者向けの周知内容（文例） >

こちらは、上川（美瑛）町です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、火口から1 km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる登山者等の皆様は、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

< 緊急時におけるメールの内容（文例） >

こちらは、上川（美瑛）町です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、火口から1 km圏に火口周辺規制がかかります。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

ウ 火口周辺規制

各町及び各関係機関は、図 3-1 に示す火口周辺規制に必要な措置を講ずる。

なお、規制する登山道、路線、区間等については、噴火の状況等に応じて変更する場合がある。

警察、消防は、立入規制区域内の逃げ遅れた者等がいらないか確認する。

エ 登山者等の避難誘導

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への誘導について施設等と連携し対応する。

① 北海道

北海道は、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により登山者等に火口周辺規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

また、東川町、上川町、美瑛町、警察等と連携し、登山者等の避難状況を収集するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。

② 東川町、上川町、美瑛町

東川町、上川町、美瑛町は、防災行政無線、緊急速報メール、観光施設等への連絡などの可能な手段を用い、登山者等に火口周辺規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかけるとともに、必要に応じて規制範囲外への避難誘導を行う。

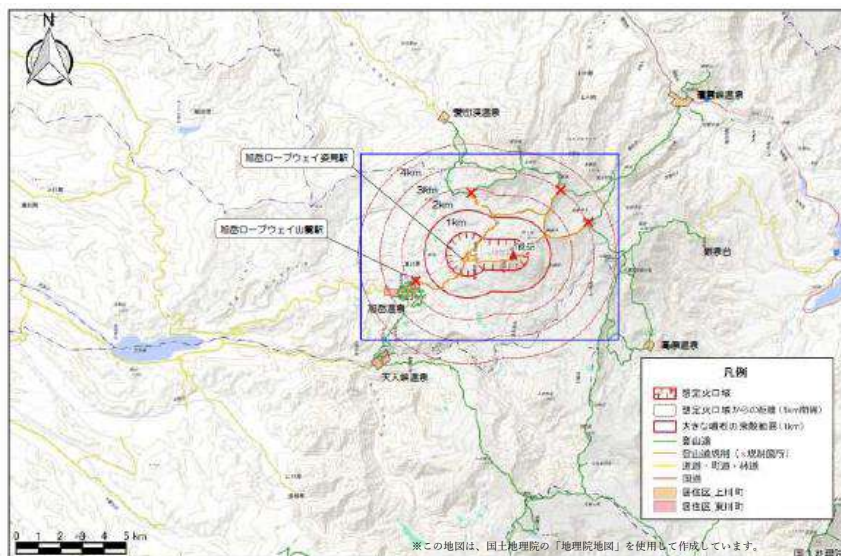
避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について観光施設や観光関係団体等と連携し対応する。また、登山者等の避難に必要な輸送手段等の確保を行う。

③ **その他機関**

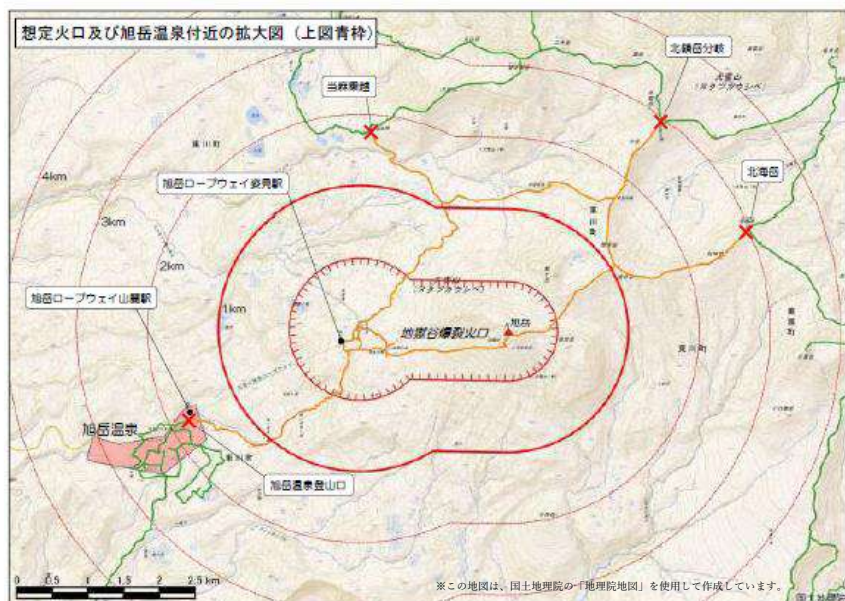
警察、消防等は、火山活動の状況を勘案しながら、火口周辺の規制範囲内に逃げ遅れた者がいないかを確認するとともに、必要に応じて登山者等の避難誘導にあたる。

(3) 噴火警戒レベル4の場合

図 3-2 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル4（噴火シナリオ：ケース1〈水蒸気噴火〉）】



予報・警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	4 高齢者等避難	○想定火口域内から概ね2 km 以内の立入規制及び居住地域の高齢者等避難 ※ケース1の影響範囲は、想定火口域から概ね1 km 以内（大きな噴石の飛散範囲）だが、防災対応としては、ケース2（レベル5）へ移行する可能性を踏まえ、想定火口域から概ね2 km 以内で高齢者避難が必要 【居住地域】 - 旭岳温泉高齢者避難 - 積雪期は、天人峡温泉も高齢者避難 ※積雪期は、ケース2（レベル5）で天人峡温泉が避難となるため 【周辺施設】 - 旭岳ロープウェイ運行中止（山麓駅職員避難準備） 【登山道】 - 想定火口域から概ね2 km 以内の登山道の立入規制 東川町：旭岳温泉登山口、当麻乗越 上川町：北鎮岳分岐、北海岳 ※登山者は一本道であることから、防災対応としては想定火口域から概ね2 km 以内へ通じる登山道の登山口や分岐点付近で規制する - 周辺登山口等で入山に関する注意喚起 ※立入規制箇所及び想定火口域から2 km 以内は立入禁止であることを周知 東川町：天人峡温泉 上川町：愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉、銀泉台 美瑛町：望岳台等



ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、北海道、東川町、上川町、美瑛町は、表3-3の体制をとり、協議会の構成機関との情報共有体制を強化する。

また、協議会での協議を踏まえ、入山規制を実施し、火口周辺の観光施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するとともに、避難対象地域に対して、高齢者等の要配慮者の避難を開始を発令し、また住民の避難準備の措置を講じる。

協議会は、あらかじめ定められている入山規制の範囲（想定火口から2km圏内）及び避難対象地域（地区単位）に基づき、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲及び避難対象地域（地区単位）について協議（確認）するとともに、それぞれの防災対応にあたる。

また、今後、噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域（地区単位）や避難経路、避難所等の確認、避難誘導體制等の防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

※ レベル3は、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生が予想されるため、火山活動が高まっていく段階では使用せず、レベル4、5から下げる段階で状況に応じて発表する場合がある。

表 3-3 協議会構成機関の体制

北海道	災害対策本部
東川町	災害対策本部
上川町	災害対策本部
美瑛町	情報連絡本部

イ 情報収集・伝達

① 北海道

北海道は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。住民、登山者等に対して、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制及び高齢者等避難準備の実施について周知するとともに、その対応状況について、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。

② 東川町

東川町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車で巡回、ホームページや各種SNSの活用、UHB地デジ広報により、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制及び高齢者等避難の実施について周知する。また、火口周辺の観光施設等の管理者を通じて、住民、登山者等の情報を収集し、北海道等に伝達する。

また、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

観光施設等は、東川町から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制及び避難準備の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知するとともに、施設利用者や周辺の住民、登山者等の人数等の把握に努め、東川町に報告する。

住民、登山者等への周知については、東川町として以下の内容を周知する。

<住民向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。
これより、〇〇地区において、高齢者等避難を発表します。
お年寄りの方等は、直ちに〇〇（避難所）へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、大雪山（旭岳）には、入山規制がかけられます。
（以上繰り返し）

<登山者向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。
これより、〇〇地区において、高齢者等避難を発表します。
お年寄りの方等は、直ちに〇〇（避難所）へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、大雪山（旭岳）には、入山規制がかけられます。
（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。
これより、火口から2km圏の入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
また、〇〇地区において、高齢者等避難を発表します。お年寄りの方等は、直ちに〇〇（避難所）へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。

また、必要に応じて防災行政無線、緊急速報メール、ホームページなど可能な手段を用い、住民、登山者等に噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知するとともに、町内の関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。

登山者等への周知については、以下の内容を周知する。

< 登山者等に向けた周知内容（文例） >

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。
これにより、火口から2 km 圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

< 緊急時におけるメールの内容（文例） >

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。
これより、火口から2 km圏の入山規制がかかります。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 入山規制及び高齢者避難

各町及び各関係機関は、図3-2に示す入山規制及び高齢者避難に必要な措置を講じる。

なお、規制する登山道、路線、区間等については、噴火の状況等に応じて変更する場合がある。

警察、消防は、立入規制区域内の逃げ遅れた者や避難対象地区に要配慮者等がいらないか確認する。

エ 入山規制に伴う登山者等の避難誘導

① 北海道

北海道は、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により登山者等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

また、東川町、上川町、美瑛町、警察、消防等と連携し、登山者等の避難状況を収集するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。

② 東川町、上川町、美瑛町

東川町、上川町、美瑛町は、防災行政無線、緊急速報メール、観光施設等への連絡など可能な手段を用い、登山者等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかけるとともに、必要に応じて規制範囲外への避難誘導を行う。

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について火口周辺の観光施設や観光関係団体等と連携し対応する。

また、登山者等の避難に必要な輸送手段等の確保を行う。

③ その他機関

警察、消防等は、火山活動の状況を勘案しながら、登山道周辺の規制範囲内に逃げ遅れた者がいないか確認するとともに、必要に応じて登山者等の避難誘導にあたる。

オ 高齢者避難に伴う避難所等の開設

東川町は、噴火警戒レベル4（居住地域）でも多くの住民等が避難行動を開始した場合等は、直ちに避難所を開設する。なお、親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象地域（地区単位）の避難誘導を行う者に避難先及び連絡先を報告することとする。

避難所開設箇所は次のとおりとし、災害時に速やかに開設できるよう準備を行う。

表 3-4 東川町避難所

【東川町】

通し 番号	No.	避難所名	所在地	上段：UTM 座標 中段：緯度 下段：経度	収容人数
1	1	第3小学校	東川町東8号南1番地	54TXP25783615 N43° 40' 3.83" E142° 33' 36.65"	260
2	2	第3地区コミュニティ センター	東川町東8号北1丁目 5-2	54TXP25973630 N43° 40' 8.51" E142° 33' 45.13"	80

カ 高齢者等避難に伴う要配慮者の避難誘導・住民等の避難準備

東川町は、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、避難対象地域（地区単位）に高齢者等避難を発令し、この段階で要配慮者の避難誘導を優先して行う。また、警察、消防、避難支援等関係者等と協力し、避難行動要支援者名簿、個別避難計画を活用して避難誘導を行うとともに、安否確認や避難完了の確認等を行う。住民等に対しては防災行政無線等を用いて、避難誘導を行うよう呼びかける。

警察、消防は、東川町の要請を受け、要配慮者の避難誘導等を行う。また、避難行動要支援者の避難誘導に際して、避難行動要支援者名簿、個別避難計画を活用し、施設職員や他の避難支援者等関係者とも協力して行う。

キ 高齢者等避難に伴う避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

東川町は、避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、バスやタクシー等の交通手段を確保し、観光客等の輸送を行う。

ク 高齢者等避難に伴う避難促進施設による避難誘導

要配慮者が利用する避難促進施設は、東川町の高齢者等避難の発令に従い、避難誘導を実施する。

要配慮者が利用する避難促進施設等から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の輸送手段の手配等を行う。

北海道は、要配慮者が利用する避難促進施設等の避難に際して、東川町から要請があった場合、受入先の確保・調整や輸送手段の手配等の支援を行う。

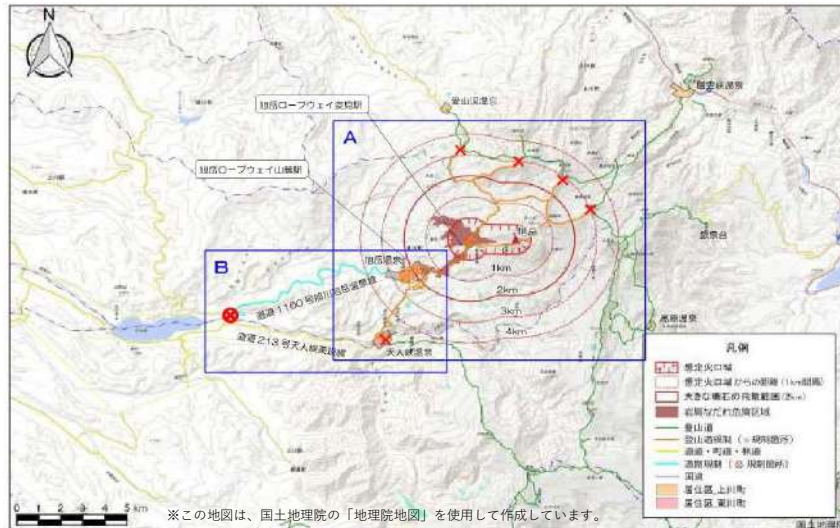
表 3-5 避難対象地域に位置する避難促進施設一覧

自治体	施設種別 ■集客施設系 交通／宿泊／屋外／ その他屋内■要配慮 者施設系 医療／その他要配慮 者施設	施設名	住所・連絡先	想定利用者数
東川町	交通	大雪山旭岳ロープウェイ山麓駅	東川町旭岳温泉 大雪山旭岳ロープウェイ 0166-68-9111	100
東川町	交通	大雪山旭岳ロープウェイ姿見駅	東川町旭岳温泉 大雪山旭岳ロープウェイ 0166-68-9111	100
東川町	その他	旭岳ビジターセンター	東川町旭岳温泉 旭岳ビジターセンター 0166-97-2153	150

東川町	宿泊	旭岳温泉ホテルベア モンテ	東川町旭岳温泉 旭岳温泉ホテルベアモン テ 0166-97-2325	310
東川町	宿泊	旭岳温泉ホテルディ アバレー	東川町旭岳温泉 旭岳温泉ホテルディアバ レー 0166-97-2334	54
東川町	宿泊	旭岳温泉 湯本 湧 駒荘	東川町旭岳温泉 湯本 湧駒荘 0166-97-2101	140
東川町	宿泊	ラビスタ大雪山	東川町旭岳温泉 ラビスタ大雪山 0166-97-2323	180
東川町	宿泊	大雪山白樺荘	東川町旭岳温泉 大雪山白樺荘 0166-97-2246	68
東川町	宿泊	大雪山山荘	東川町旭岳温泉 大雪山山荘 0166-97-2326	16
東川町	宿泊	アートビレッジ杜季	東川町旭岳温泉 アートビレッジ杜季 0166-97-2222	8
東川町	屋外	旭岳青少年野営場	東川町旭岳温泉 旭岳青少年野営場 0166-97-2544	15
東川町	宿泊	御やどしきしま荘	東川町天人峡温泉 御やどしきしま荘 0166-97-2141	76
東川町	その他	大雪水資源保全セン ター	東川町ノカナン 1046 番 41 株式会社大雪水資源保全 センター 0166-97-2525	16

(4) 噴火警戒レベル5の場合

図 3-3 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル5（噴火シナリオ：ケース2〈水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火〉）】※非積雪期



予報 警報	噴火警戒 レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	5 避難	○想定火口域から概ね2 km以内及び岩屑なだれ危険区域の立入規制（居住地域の避難）等 【居住地域】 - 旭岳温泉避難 ※降灰の状況によっては、避難等の防災対応検討（天人峽温泉、愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉） 【周辺施設】 - 旭岳ロープウェイ山麓駅閉鎖（山麓駅職員避難） 【登山道】 - 想定火口域から概ね2 km以内の登山道の立入規制 - 東川町：天人峽温泉登山口 - 上川町：沼の平分岐、安足間岳、北海岳、北嶺岳分岐 ※登山道は一本道であることから、防災対応としては想定火口域から2 km以内へ通じる登山道の登山口や分岐点付近で規制する。 - 周辺登山口等での入山に関する注意喚起 ※立入規制箇所及び想定火口域から概ね2 km以内は立入禁止であることを周知。 - 上川町：愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉、銀泉台 - 美瑛町：望岳台等（地図外） 【道道】 1160号旭川旭岳温泉線通行止（既設ゲート閉鎖：ノカナンゲート） 【その他】 - 火山活動の状況により周辺林道閉鎖等の防災対応を検討（猿真布志別線は通行不可）



図 3-4 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル5（噴火シナリオ：ケース2〈水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火〉）】※積雪期

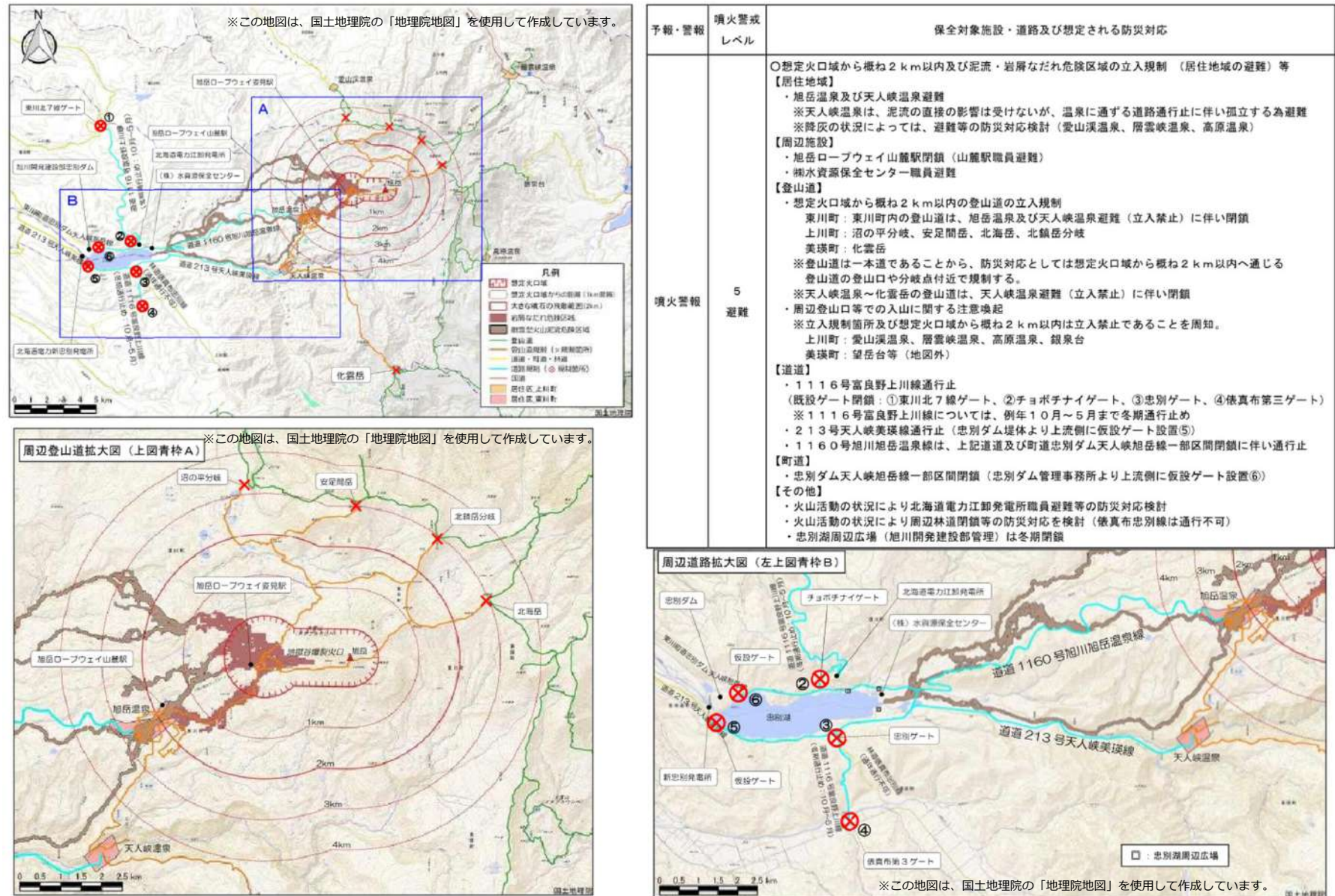
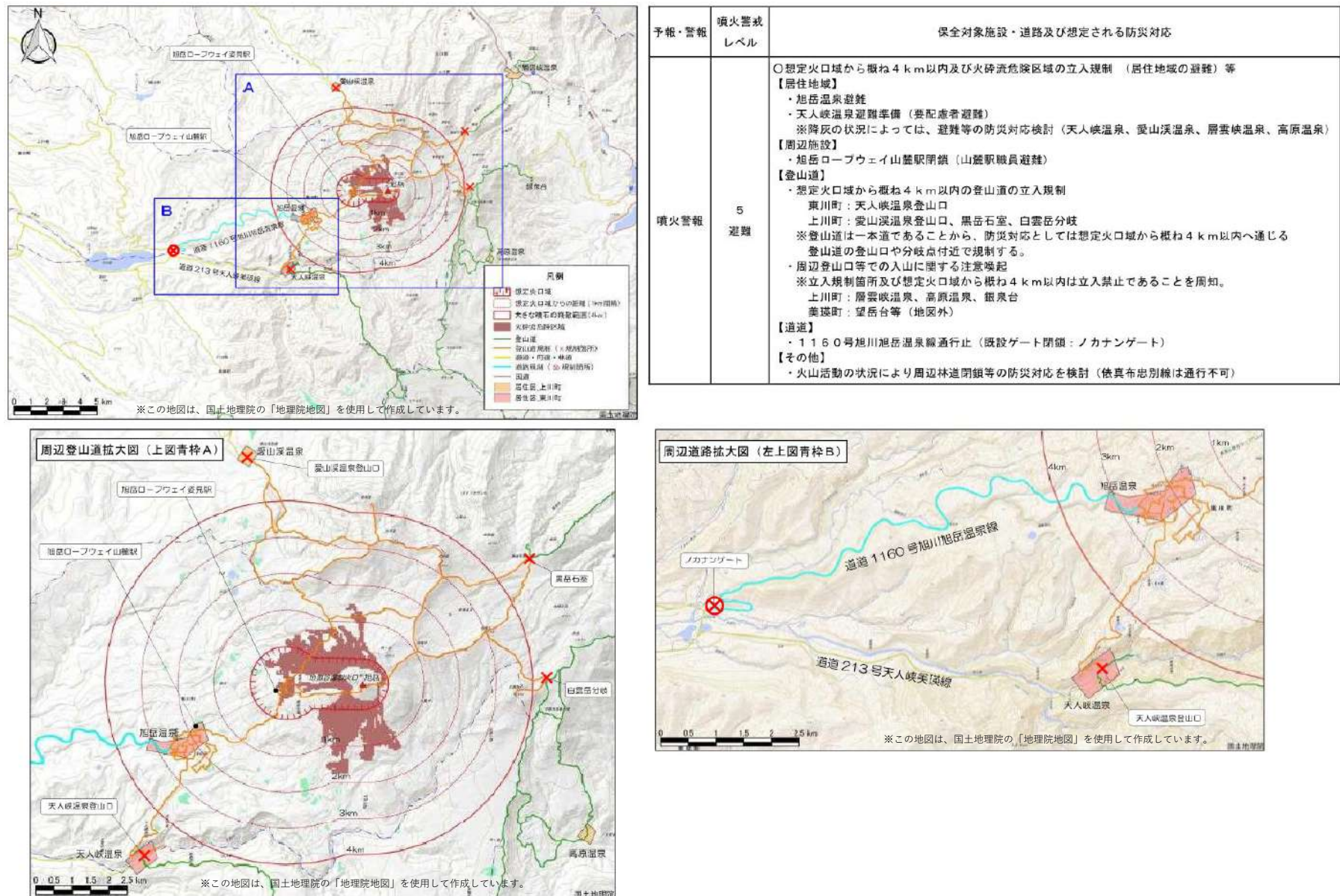
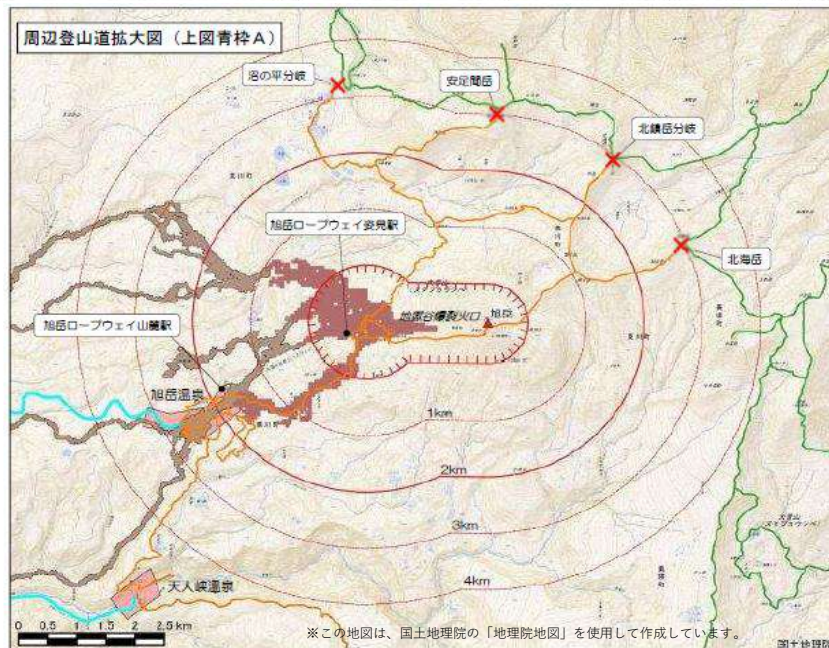
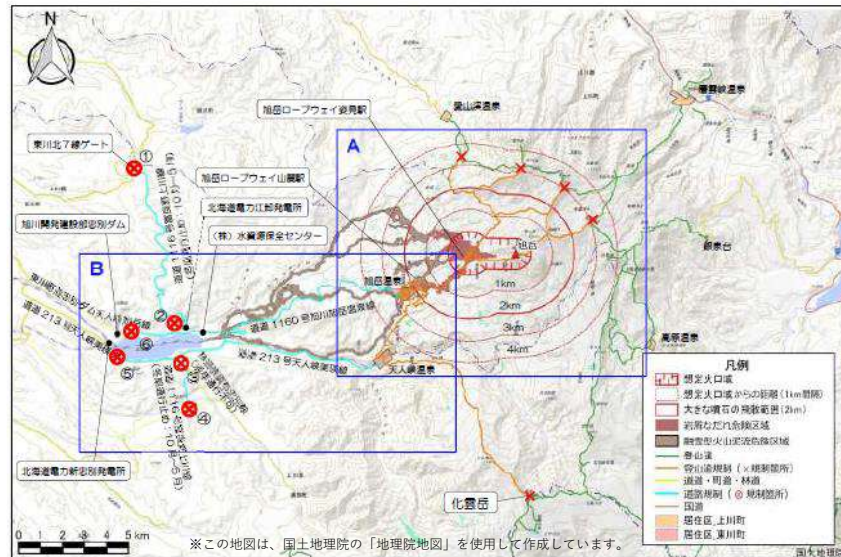


図 3-5 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル5（噴火シナリオ：ケース3〈マグマ噴火〉）】※非積雪期



3-6 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル5（噴火シナリオ：ケース3〈マグマ噴火〉）】※積雪期



予報・警戒	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警戒	5 避難	○想定火口域内から概ね4 km 以内及び泥流・火砕流危険区域の立入規制（居住区域の避難）等 【居住地域】 - 旭岳温泉及び天人峡温泉避難 ※降灰の状況によっては、避難等の防災対応検討（愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉） 【周辺施設】 - 旭岳ロープウェイ山麓駅閉鎖（山麓駅職員避難） - 湧水資源保全センター職員避難 【登山道】 - 想定火口域から概ね4 km 以内の登山道の立入規制 - 東川町：東川町内の登山道は、旭岳温泉及び天人峡温泉避難（立入禁止）に伴い閉鎖 - 上川町：愛山溪温泉登山口、黒岳石室、白雲岳分岐 - 美瑛町：化雲岳 ※登山者は一本道であることから、防災対応としては想定火口域から概ね4 km 以内へ通じる登山道の登山口や分岐点付近で規制する - 周辺登山口等で入山に関する注意喚起 ※立入規制箇所及び想定火口域から4 km 以内は立入禁止であることを周知 - 上川町：層雲峡温泉、高原温泉、銀泉台 - 美瑛町：望岳台等（地図外） 【道路】 1116号富良野上川通行止 （既設ゲート閉鎖：①東川北7線ゲート、②チョボチナイゲート、③忠別ゲート、④俵真布第三ゲート） ※1116号富良野上川線については、例年10月～5月まで冬期通行止め 213号天人峡線美瑛線通行止（忠別ダム堤体より上流側に架設ゲート設置⑤） 1116号旭川旭岳温泉線は、上記道路及び町道忠別ダム天人峡線一部区間閉鎖に伴い通行止 【町道】 - 忠別ダム天人峡線一部区間（忠別ダム管理事務所より上流側に架設ゲート設置⑥） 【その他】 - 火山活動の状況により北海道電力江別発電所職員避難等の防災対応 - 火山活動の状況により周辺林道閉鎖等の防災対応検討（俵真布忠別線は通行不可） - 忠別湖周辺広場（旭川開発建設部管理）は冬期閉鎖



ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、北海道、東川町、上川町、美瑛町は、表3-6の体制（情報連絡体制）をとり、協議会の構成機関との情報共有体制を強化する。

また、協議会での協議を踏まえ、協議会の構成機関で連携し住民等を安全に避難対象地域へ避難誘導する。

協議会は、あらかじめ定められている規制範囲(想定火口から2又は4km 圏内)に基づき、火山活動の状況も踏まえ、避難対象地域(地区単位)について協議（確認）する。

表 3-6 協議会構成機関の体制

北海道	災害対策本部
東川町	災害対策本部
上川町	災害対策本部
美瑛町	情報連絡本部

イ 情報収集・伝達

① 北海道

北海道は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。住民等に対して、ホームページ、消防防災へり、報道発表等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難指示について周知するとともに、その対応状況について、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。

② 東川町

東川町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車で巡回、ホームページや各種SNSの活用、UHB地デジ広報により、住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難の実施について周知する。また、火口周辺の観光施設等の管理者を通じて、住民等の情報を収集し、北海道等に伝達する。

住民等への周知については、東川町として以下の内容を周知する。

<住民向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。
住民の皆様は、直ちに〇〇（避難所）へ避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、入山規制は継続中です。
（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。
住民の皆様は、直ちに〇〇（避難所）へ避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、入山規制は継続中です。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。

また、必要に応じて防災行政無線、緊急速報メール、ホームページなど可能な手段を用い、登山者等に噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制の周知を継続的に実施する。

ウ 通行規制等

各町及び各関係機関は、以下に示す避難等に必要な措置を講ずる。

- ・噴火シナリオ：ケース 2 〈水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火〉非積雪期は図 3-3
- ・噴火シナリオ：ケース 2 〈水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火〉積雪期は図 3-4
- ・噴火シナリオ：ケース 3 〈マグマ噴火〉非積雪期は図 3-5
- ・噴火シナリオ：ケース 3 〈マグマ噴火〉積雪期は図 3-6

なお、規制する登山道、路線、区間等については、噴火の状況等に応じて変更する場合がある。

警察、消防は、避難対象地域に逃げ遅れた住民等がいらないか確認する。

エ 避難所等の開設

東川町は、避難指示を発令した場合、速やかに避難所等を開設し、避難者の受け入れを行う。避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保するとともに必要な物資等の供給を適切に行う。

北海道は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保や物資等の供給に関して支援する。

避難所の開設については、噴火警戒レベル 4 に準じる。

オ 住民等の避難誘導

東川町は、避難対象地域（地区単位）に対して避難指示を発令するとともに、住民等の避難誘導を行い、必要に応じて避難者の輸送手段を確保する。北海道は必要に応じ輸送手段の確保を支援する。

警察、消防等は、東川町と協力して住民等の避難誘導にあたる。

東川町長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生が予想される場合で、応急措置のために必要があると認めたときは、知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣を要請するように求める。

カ 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが 5 に引き上げられたことや避難指示が発令されたことを周知する。また、東川町等の支援のもと、避難対象地域外への避難誘導を行う。

東川町は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。

北海道は、避難促進施設の避難に際して、東川町から要請があった場合、受入先の確保・調整や輸送手段等の支援を行う。

避難地域内に位置する避難促進施設については表 2-12 を参照

3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(1) 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は4）

ア 協議会の構成機関の体制

東川町、上川町、美瑛町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、図3-7のとおり、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、情報収集や協議会の構成機関の情報共有を図りつつ、登山者や要配慮者等の避難誘導等を行う。また、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、北海道知事（上川総合振興局長）に対し自衛隊への災害派遣要請を求める。

北海道は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、図3-7のとおり、非常体制をとり、情報収集や協議会の構成機関との情報共有、登山者・住民等への火山情報等の周知、合同会議等の開催準備等を行う。噴火が発生した位置や噴火の規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、北海道、東川町、上川町、美瑛町等と連携し、防災対応にあたる。

この際、必要に応じて、協議会構成機関により防災対応について協議する。

表3-7 協議会構成機関の体制

北海道	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
東川町	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
上川町	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
美瑛町	情報連絡本部（警戒体制）

イ 情報収集・伝達

① 北海道

北海道は、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等を活用し、東川町、上川町、美瑛町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者、要配慮者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

② 東川町

東川町は、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知するため、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種SNSの活用、UHB地デジ広報、火口周辺の観光施設等への連絡による情報伝達等、様々な手段を活用する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、高齢者避難の発令等を伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者、要配慮者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

火口周辺の観光施設等は、噴火を認知した場合、東川町に直ちに通報するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、東川町に報告する。

住民、登山者等への周知については、東川町として以下の内容を周知する。

<住民・登山者向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
火口近くにいる登山者・観光客、住民等の皆様は、至急、近くの建物の中に避難するか、火口からはなれてください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。〇〇地区の住民等の皆様は避難準備を行い、お年寄りの方等は、〇〇（避難所）へ避難を開始してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容（文例）>（緊急速報メールは配信不可）

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
火口近くにいる登山者・観光客、住民等の皆様は、至急、近くの建物の中に避難するか、火口からはなれてください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。〇〇地区の住民等の皆様は避難準備を行い、お年寄りの方等は〇〇（避難所）に避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、まず「火山が噴火した」などの情報を速やかに登山者等に周知するため、観光施設等への連絡による情報伝達、ホームページへの掲載等、様々な手段を活用するとともに、町内の関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。

その後、必要に応じて噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲などを伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

登山者等への周知については、以下の内容を周知する。

<住民・登山者向けの周知内容（文例）>

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分到大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
火口近くにいる登山者・観光客等の皆様は、至急、近くの建物内に避難するか、火口からはなれ身の安全を確保してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容（文例）>（緊急速報メールは配信不可）

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分到大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

④ その他機関

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会の構成機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

ウ 入山規制等

火口周辺規制、入山規制及び避難準備の実施については、噴火警戒レベル2及び4の対応に準じて、必要な措置を講じる。

エ 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

東川町、上川町、美瑛町は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、火口周辺の観光施設等とも連携し、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、必要に応じて、バス等の臨時便を要請する等して迅速な避難に努める。

協議会の構成機関は、協議会において、登山者等の避難誘導の実施時期について協議する。また、東川町、上川町、美瑛町が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、東川町、上川町、美瑛町、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

観光関係団体・観光関係事業者等火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

※ 登山者等の緊急避難とは、噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」等の行動を指す。緊急退避は、市町村の指示がなくとも、登山者等、もしくは避難促進施設が自ら、行うことが必要である。

オ 緊急退避を行わない登山者等の避難誘導

東川町、上川町、美瑛町は、登山者等のうち、居住地域に近い登山者等は、緊急退避を行わずに、規制範囲外へ避難する場合がある。そのため、火山活動の状況に応じて、協議会等での協議を踏まえ、緊急退避を行わずに避難する登山者等に対して、速やかに建物内等の安全な場所への緊急退避や速やかな規制範囲外へ避難をするように避難誘導を行う。

カ 避難所の開設等

東川町、上川町、美瑛町は、必要により避難してきた登山者等を一時的に収容するため、地域防災計画等で示された避難所等を速やかに開設し、登山者等の受入を行う。

また、東川町は高齢者等避難の発令にともない、必要な避難所を開設し、避難者等を受け入れる。

細部については、噴火警戒レベル4に準じて必要な措置を講ずる。

キ 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から登山者・観光客等を守るため、建物内等への緊急退避の誘導を行う。緊急退避後、必要に応じて、さらにより安全な避難所等への誘導を行う。また、避難促進施設は、施設に緊急退避した登山者や負傷者の有無等の状況を、東川町に報告するとともに、避難所への避難に時間のかかる要配慮者がいる場合は避難所への誘導を行う。

**(2) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合
(噴火警戒レベル2→5)**

ア 協議会の構成機関の体制

東川町、上川町、美瑛町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、図3-8のとおり、非常体制（災害対策本部の設置等）をとり、避難誘導等を行う。噴火の発生位置や噴火の規模等状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、北海道知事（上川総合振興局長）に対し自衛隊への災害派遣要請を求める。

北海道は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、図3-8のとおり、非常体制（災害対策本部の設置等）をとり、避難誘導等を行う。噴火の発生位置や噴火の規模等状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置等）をとり、北海道、東川町、上川町、美瑛町等と連携し、防災対応にあたる。

表3-8 協議会構成機関の体制

北海道	災害対策本部
東川町	災害対策本部
上川町	災害対策本部
美瑛町	情報連絡本部（警戒体制）

イ 情報収集・伝達

① 北海道

北海道は、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等を活用し、東川町、上川町、美瑛町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況等の情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

② 東川町

東川町は、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」等の情報を、速やかに住民、登山者等に周知するため、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種SNSの活用、UHB地デジ広報、観光施設等への連絡による情報伝達等、様々な手段を活用する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示等の発令などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況等の情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

火口周辺の観光施設等は、噴火を認知した場合、東川町に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無等の状況を整理し、東川町に報告する。

住民、登山者等への周知については、東川町として以下の内容を周知する。

<住民・登山者向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
入山している登山者等は、直ちに火口から離れ入山規制範囲外への避難をお願いします。
〇〇地区の住民等は、〇〇（避難所）まで避難してください。なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容（文例）>（緊急速報メールは配信不可）

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
入山している登山者等は、直ちに火口から離れ入山規制範囲外への避難をお願いします。
住民等の皆様は、至急、〇〇避難所まで避難してください。なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、まず「火山が噴火した」等の情報を速やかに登山者等に周知するため、観光施設等への連絡による情報伝達、ホームページへの掲載等、様々な手段を活用するとともに、町内の関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。

その後、必要に応じて噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲などを伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者等の避難状況、地域の被害状況等の情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

登山者等への周知については、以下の内容を周知する。

<住民・登山者向けの周知内容（文例）>

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
入山している登山者等は、直ちに火口から離れ入山規制範囲外への避難をお願いします。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容（文例）>（緊急速報メールは配信不可）

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

④ その他機関

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会の構成機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

ウ 通行規制等

入山規制、避難準備及び避難の実施については、噴火警戒レベル5の対応に準じて、必要な措置を講ずる。

エ 住民等の緊急退避とその後の避難誘導

東川町、上川町、美瑛町は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、火口周辺の観光施設等とも連携し、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等を行うことを基本とするが、必要に応じて、バス等の臨時便を要請する等して迅速な避難に努める。

協議会の構成機関は、協議会において、登山者等の避難誘導の実施時期について協議する。また、東川町、上川町、美瑛町が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、東川町、上川町、美瑛町、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

観光関係団体・観光関係事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

※ 住民等の緊急退避とは、火山現象の到達が早く、避難が間に合わない住民等に対して、避難所等までの避難ではなく、近くの安全な建物や高台などの避難場所等へ移動するなど緊急的に行う行動を指す。住民等は、避難に間に合わないと判断した場合、自ら緊急退避を行う必要がある。

オ 緊急退避を行わない住民等の避難誘導

噴火発生後、避難指示の発令とともに、避難対象区域からの住民等の避難誘導を速やかに行うことが重要である。

東川町は、あらかじめ設定されている避難対象地域（地区単位）に対して、避難指示を発令し、避難の方向や避難所等についても周知する。

また、必要に応じて、住民等の移動手段、要配慮者のため福祉車両等の輸送手段を確保する。

協議会の構成機関は、東川町等が行う住民等の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、市町村、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、住民等の避難誘導にあたる。

カ 避難所の開設等

東川町、上川町、美瑛町は、必要により避難してきた登山者等を一時的に収容するため、地域防災計画等で示された避難所等を速やかに開設し、登山者等の受入を行う。

また、東川町は避難指示の発令にともない、必要な避難所を開設し、避難者等を受け入れる。

細部については、噴火警戒レベル5に準じて必要な措置を講ずる。

キ 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、火山現象から登山者・観光客等を守るため、東川町との協議により、避難所等まで避難誘導を行う。また、避難促進施設は、緊急退避を行い避難してきた登山者や施設利用者等の避難者数や負傷者の有無などの状況を東川町に報告する。

東川町は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、避難所等までの避難誘導を実施する。また、必要に応じて、避難促進施設への緊急退避を呼びかける。

3.3 救助活動

(1) 救助活動の体制

ア 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置等

警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を東川町に設置するなど体制を整える。

災害対策本部の決定した救助に係る方針に基づき、合同調整所（現地合同指揮所）等は現地における細部の救助地域、重点地域、警察・消防、自衛隊等の連携要領を決定する。

イ 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、火山専門家、山岳ガイド等が技術的な支援を行う。

救助活動を円滑かつ安全に行うために、登山ルートや山小屋等の施設の所在等火山や火山地域に詳しい者がいれば協力を依頼する。

災害対策本部等の決定した救助に係る方針に基づき、合同調整所（現地合同指揮所）等は現地における細部の救助地域、重点地域、警察・消防、自衛隊等の連携要領を決定する。

ウ 活動基準の設定

災害対策本部等は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況等による活動基準を設定するとともに噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知する。現場で活動する現地指揮官が、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所（現地合同指揮所）等から災害対策本部等に速やかに報告し、現地指揮官は必要な場合は救助活動を中止し安全を確保する。

気象庁、火山専門家、北海道開発局等は、監視・観測データ等から、火山活動の見込みや土砂災害の危険性等による活動基準の設定について助言を行う。

災害対策本部等は、火山活動の変化等による現場の安全確保を重視して現場指揮官の判断を優先する。

表 3 -9 天候や火山の状態による活動基準（例）

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
降雨による捜索中止判断基準	降雨開始見通し時間の3時間前までに、若しくは現地にて降水を確認した場合、捜索活動の中止を判断する。
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。

	更に捜索活動を安全に実施できると判断した時点から 7時間先まで降雨の見通しがないことを確認する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	火山ガスの許容濃度 硫化水素（H ₂ S）:10ppm、二酸化硫黄（SO ₂ ）:2ppm

（参考）御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書

エ 救助活動の範囲

災害対策本部等は、気象庁、火山専門家、北海道開発局等から、監視・観測データ等から予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。突発的な噴火当初における、避難誘導、救助活動は、上記情報などを基にレベルに応じた活動範囲を各町が判断する。

オ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

（２）住民等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

北海道、東川町、警察等は、予め整備された避難対象者リストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 捜索・救助活動

北海道警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに避難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

（３）登山者等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

北海道、東川町、上川町、美瑛町、警察、消防等は、登山届等と火口周辺の観光施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 捜索・救助活動

警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

(4) 医療活動

北海道、東川町、上川町、美瑛町は、負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。

また、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

3.4 災害対策基本法に基づく警戒区域

東川町、上川町、美瑛町は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、警戒区域の設定を行う。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

北海道は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、東川町、上川町、美瑛町に対して、警戒区域の設定について助言を行う。

気象庁、火山専門家等は、東川町、上川町、美瑛町が警戒区域を設定する際に、助言を行う。

協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。

北海道、東川町、上川町、美瑛町、警察、道路管理者は、警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所の設置等を行う。

3.5 報道機関への対応

北海道は、報道機関への情報提供にあたっては窓口として情報を一元化し、協議会（または合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、観光関係団体・観光関係事業者等と共有する。また、必要に応じて、気象庁等の関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見を実施するにあたっては、報道機関へ会見時間等を事前に周知する。

東川町、上川町、美瑛町は、住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況、火山専門家は専門的知見から火山の活動状況の解説、警察、道路管理者等は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する。

なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については十分に注意する。

北海道は、報道機関からの取材や問い合わせに対しても適時対応するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。専門的な回答が必要となる場合になど、適宜協議会の構成機関に対応を依頼する。

東川町、上川町、美瑛町は、協議会（または合同会議）としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、町としても報道機関対応の窓口を設置する。

4 緊急フェーズ後の対応

4.1 風評被害対策

協議会の構成機関は、協議会（または合同会議）として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

北海道、東川町、上川町、美瑛町は、噴火活動の沈静後、協議会（または合同会議）の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光 PR 活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。

4.2 避難指示解除、一時立入等の対応

（１）避難指示解除について

東川町は、避難指示解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示解除にあたって、避難対象地域（地区単位）で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示を解除することを住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等を対象とした説明会等を開催する。

北海道は、東川町と避難指示解除に向けて協議・調整を行う。また、東川町が行う避難指示解除についての住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家、北海道開発局等は、火山の活動状況等から、避難指示解除について助言を行う。

警察、道路管理者等は、避難指示解除に先立ち、避難指示の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

※噴火警戒レベル 3 を設定する場合の規制については、図 4-1 により措置を講ずる。

（２）規制範囲の縮小又は解除

東川町、上川町、美瑛町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することを住民等に周知する。

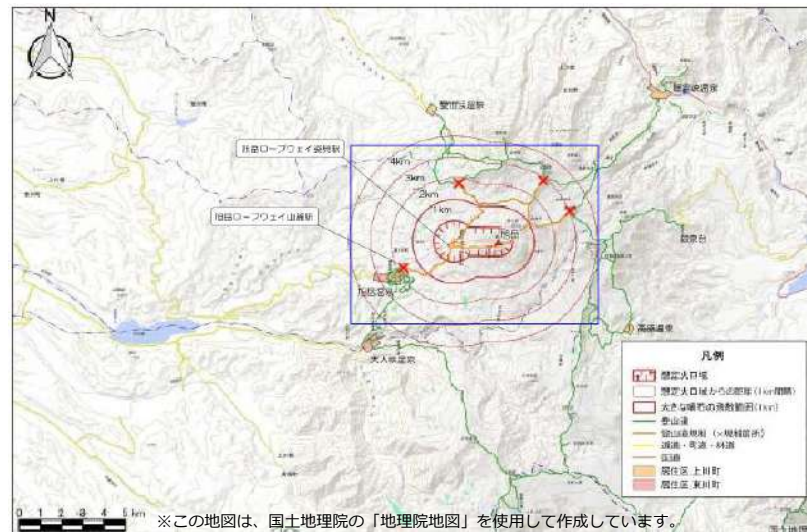
北海道は、東川町、上川町、美瑛町と規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行う。また、東川町、上川町、美瑛町が行う規制範囲の縮小・解除についての住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、東川町、上川町、美瑛町及び北海道に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小について助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、北海道及び東川町、上川町、美瑛町等はその活動を支援する。

警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

※噴火警戒レベル 3 を設定する場合の規制については、図 4-1 により措置を講ずる。

図 4-1 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル 3】



予報・警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	3 入山規制	○想定火口域から概ね1km以内（居住地域近くまでの範囲）の立入規制等 【居住地域】 ・状況に応じて旭岳温泉、天人峡温泉泉配慮者避難準備 【周辺施設】 ・旭岳ロープウェイ運行中止（姿見駅閉鎖・職員避難） 【登山道】 ・想定火口域から概ね1km以内の登山道の立入規制 - 東川町：旭岳温泉登山口、当麻乗越 - 上川町：北嶺岳分岐、北海岳 ※登山道は一本道であることから、防災対応としては想定火口域から概ね1km以内へ通じる登山道の登山口や分岐点付近で規制する。 ・周辺登山口等での入山に関する注意喚起 ※立入規制箇所及び想定火口域から概ね1km以内は立入禁止であることを周知。 東川町：天人峡温泉 上川町：曇山溪温泉、屋雲峡温泉、高原温泉、鏡泉台 美瑛町：望岳台等



※レベル3は、火山活動が高まっていく段階では使用せず、レベル4、5から下げる段階で状況に応じて発表する場合がある。

(3) 一時立入について

東川町は、一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバー等を活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

北海道は、東川町と一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。

気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、北海道、東川町に助言を行う。また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。

警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、東川町が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

5 平常時からの防災啓発と訓練

5.1 防災啓発と学校での防災教育

(1) 住民・登山者等への防災啓発

北海道、東川町、上川町、美瑛町は、住民・登山者等への啓発方法について協議会で協議する。火山防災マップや火山防災パンフレットを作成・配布や、気象庁と協力し、マップ等の説明会や防災講演会などを開催し、住民・登山者等の防災意識の向上を図る。

協議会の構成機関は、登山届等の提出について促進する

(2) 学校での防災教育

北海道、東川町、上川町、美瑛町は、協議会の構成機関と連携し、出前講座の実施等で、学校における防災教育を支援する。

5.2 防災訓練

協議会又は協議会の構成員は、単独もしくは合同で、噴火時等を想定した防災訓練を行う。訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、関係事業者等にも参加を呼びかける。

協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法等を協議し実施する。

気象庁は、特に訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について助言をする。

大雪山火山避難計画

令和 2 年 3 月 策定

令和 5 年 7 月 改訂

大雪山火山防災協議会